

令和6年旭市議会第1回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

令和6年2月28日（水曜日）午前10時2分開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 第 6 東総衛生組合議会議員の選挙
- 第 7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 第 8 議案上程
- 第 9 施政方針並びに提案理由の説明
- 第10 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第 6 東総衛生組合議会議員の選挙
- 日程第 7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 日程第 8 議案上程
- 日程第 9 施政方針並びに提案理由の説明
- 日程第10 議案の補足説明
- 追加日程 議案第15号直接審議（先議）

出席議員（20名）

1 番 常世田 正 樹
 3 番 菅 谷 道 晴
 5 番 伊 場 哲 也
 7 番 永 井 孝 佳
 9 番 島 田 恒
 1 1 番 遠 藤 保 明
 1 3 番 宮 内 保
 1 5 番 宮 澤 芳 雄
 1 7 番 向 後 悦 世
 1 9 番 木 内 欽 市

2 番 伊 藤 春 美
 4 番 戸 村 ひとみ
 6 番 崎 山 華 英
 8 番 井 田 孝
 1 0 番 片 桐 文 夫
 1 2 番 林 晴 道
 1 4 番 飯 嶋 正 利
 1 6 番 伊 藤 房 代
 1 8 番 景 山 岩三郎
 2 0 番 松 木 源太郎

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長 米 本 弥一郎
 教 育 長 向 後 依 明
 行 政 改 革 推 進 課 長 榎 澤 茂
 企画政策課長 柴 栄 男
 税 務 課 長 向 後 秀 敬
 環 境 課 長 高 根 浩 司
 健 康 づ くり 課 長 飯 島 正 寛
 子 育 て 支 援 課 長 多 田 英 子
 商工観光課長 大八木 利 武
 建 設 課 長 齊 藤 孝 一
 会 計 管 理 者 小 澤 隆
 上下水道課長 多 田 一 徳
 生涯学習課長 伊 藤 弘 行
 監 査 委 員 会 長 杉 本 芳 正

副 市 長 飯 島 茂
 秘書広報課長 椎 名 実
 総 務 課 長 小 倉 直 志
 財 政 課 長 山 崎 剛 成
 市民生活課長 江波戸 政 和
 保険年金課長 高 野 久
 社会福祉課長 向 後 利 胤
 高 齢 者 福 祉 課 長 椎 名 隆
 農 水 産 課 長 池 田 勝 紀
 都市整備課長 飯 島 和 則
 消 防 長 伊 東 秀 貴
 教育総務課長 向 後 稔
 体育振興課長 金 杉 高 春
 農 業 委 員 会 長 戸 葉 正 和

事務局職員出席者

事務局 長 穴 澤 昭 和

事務局 次 長 金 谷 健 二

開会 午前10時 2分

○議長（飯嶋正利） おはようございます。

ここで会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（飯嶋正利） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより令和6年旭市議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（飯嶋正利） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りしました印刷物により、ご了解いただきたいと思います。

なお、本年1月19日をもって各委員会委員の選任をいたしましたので、ご報告いたします。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（飯嶋正利） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

5番、伊場哲也議員、6番、崎山華英議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（飯嶋正利） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から３月19日までの21日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

本定例会の会期は、本日から３月19日までの21日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力お願いいたします。

◎日程第５ 東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（飯嶋正利） 日程第５、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第２項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

松木議員。

○２０番（松木源太郎） 席から質問いたしますけれども、12月議会の中で全員協議会でもって、各団体の議員の推薦がされました。

しかし、12月は本会議でもって選挙しておりません。ところが、３月議会では、本来であれば旭の議員は交代しているべきなのに、従前の方が出るという不規則な状態というのはどういうことなのでしょうか。執行部並びに議会当局からご説明いただきたいと思います。

○議長（飯嶋正利） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時 5分

再開 午前10時45分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの松木議員の発言につきましては、私のほうで善処させていただきますので、よろしく願いいたします。

日程第5、東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。

議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総地区広域市町村圏事務組合議会議員に宮澤芳雄議員を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名しました宮澤芳雄議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、宮澤芳雄議員が当選されました。

ただいま当選されました宮澤芳雄議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

◎日程第6 東総衛生組合議会議員の選挙

○議長（飯嶋正利） 日程第6、東総衛生組合議会議員の選挙。

東総衛生組合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。

議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

東総衛生組合議会議員のうち、同組合同規約第5条第3項の規定による議員に井田孝議員を、同条第4項の規定による議員に永井孝佳議員をそれぞれ指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名しました井田孝議員を同組合同規約第5条第3項の規定による議員の当選人に、永井孝佳議員を同条第4項の規定による議員の当選人にそれぞれ定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、井田孝議員を同組合同規約第5条第3項の規定による議員に、永井孝佳議員を同条第4項の規定による議員にそれぞれ当選されました。

ただいま当選されました井田孝議員と永井孝佳議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

◎日程第 7 千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（飯嶋正利） 日程第 7、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

おはかりいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

おはかりいたします。

議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決しました。

指名いたします。

千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員に島田恒議員を指名いたします。

おはかりいたします。

ただいま指名しました島田恒議員を当選人に定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、島田恒議員が当選されました。

ただいま当選されました島田恒議員が議場におられますので、会議規則第32条第 2 項の規定により当選を告知いたします。

○議長（飯嶋正利） 市長より送付を受けております議案は、議案第 1 号から議案第31号までの31議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（飯嶋正利） 配付漏れないものと認めます。

議案説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第 8 議案上程

○議長（飯嶋正利） 日程第 8、議案上程。

議案第 1 号から議案第 31 号までの 31 議案を一括上程いたします。

議案第 1 号 令和 6 年度旭市一般会計予算の議決について

議案第 2 号 令和 6 年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について

議案第 3 号 令和 6 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

議案第 4 号 令和 6 年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について

議案第 5 号 令和 6 年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について

議案第 6 号 令和 6 年度旭市水道事業会計予算の議決について

議案第 7 号 令和 6 年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について

議案第 8 号 令和 6 年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について

議案第 9 号 令和 5 年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 10 号 令和 5 年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について

議案第 11 号 旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 12 号 旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 13 号 旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 14 号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 15 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 16 号 旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

て

議案第 17 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 18 号 旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 19 号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 20 号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 21 号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 22 号 旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 23 号 旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 24 号 旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 25 号 旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 26 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について

議案第 27 号 地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第 3 期中期計画を定めることについて

議案第 28 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

議案第 29 号 市道路線の認定及び変更について

議案第 30 号 専決処分の承認について（令和 5 年度旭市一般会計補正予算）

議案第 31 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）

◎日程第 9 施政方針並びに提案理由の説明

○議長（飯嶋正利） 日程第 9、施政方針並びに提案理由の説明。

施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

市長、ご登壇願います。

米本市長。

(市長 米本弥一郎 登壇)

○市長（米本弥一郎） 本日、ここに令和6年旭市議会第1回定例会を招集し、令和6年度一般会計、特別会計及び企業会計予算のほか、条例の制定等の案件についてご審議を願うことといたしました。

新年度における市政運営について、所信の一端を申し上げます前に、本年1月1日に発生しました能登半島地震で亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げます。また、けがや被害に遭われた方、避難を余儀なくされている方、ご家族・関係者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

それでは初めに、総合戦略・国土強靱化地域計画について申し上げます。

総合戦略については、令和6年度が現計画の最終年度となることから、次期総合戦略の策定を進めてまいります。

策定に当たっては、国や県の動向を踏まえ、本市が重点的に取り組むべき施策を再確認するとともに、SDGsの推進やまちづくりへのデジタル技術の活用を含め、幅広く市民などの意見を取り入れてまいります。

国土強靱化については、東日本大震災での被害を教訓に、平時から大規模自然災害等に備えた地域づくりを推進してまいりました。

本年は、令和6年能登半島地震による災害を教訓に諸情勢の変化等に対応するため、プログラムや指標の見直しなど必要な改定を行い、引き続き災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。地方創生と国土強靱化を2本の柱とし、攻めと守りの両面を兼ね備えた総合的なまちづくりを展開してまいります。

次に、重点戦略のうち、令和6年度に取り組む重点施策と生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

重点施策の一つ目は、「地産振興プロジェクト」であります。

初めに、農業経営基盤と生産力の強化について申し上げます。

農林水産省が公表した本市の令和3年市町村別農業産出額は448億1,000万円で、全国第11位となっております。

引き続き全国トップクラスの農業産出額を維持していくため、労働力の確保、農業経営の安定化、生産性の向上を目指し、関係機関と連携して取り組んでまいります。

新規就農総合支援事業については、国の補助制度に加え、市単独による補助事業を実施し、親元での就農者への支援や、市外からの新規就農者を積極的に受け入れるなど、農業者の確保、担い手の育成に取り組んでまいります。

園芸生産強化支援事業については、生産施設の整備やスマート農業に対する千葉県の補助制度に上乗せし、産地力の強化や農業の高収益化に取り組んでまいります。

次に、観光の振興について申し上げます。

本市は、四季を通じて様々な観光イベントを開催し、例年多くの観光客に訪れていただいております。

本年もいいおかYOU・遊フェスティバルや七夕市民まつりなど地域の特性を生かしたイベントを中心に、元気な旭市をPRしてまいります。

観光資源創出プロモーション事業については、本市の魅力を広く全国へ発信するため、インスタグラムやユーチューブなどのSNSを積極的に活用するほか、マスコミや旅行関連企業と連携して、地元産品や景勝地などを利用した観光資源の創出、旅行商品化に取り組んでまいります。

次に、雇用の推進や起業・創業への支援について申し上げます。

創業支援事業については、創業、起業を目指す方のために、商工会や関係機関などと連携し、創業セミナーを開催するほか、経営支援セミナーなど、創業後の支援にも取り組んでまいります。

雇用対策については、旭市雇用対策協議会が例年主催している合同企業説明会などの活動を支援し、地元企業と本市の未来を担う高校生とのマッチング機会の提供など、若者の雇用促進に取り組んでまいります。

企業誘致等支援事業については、事業所の新設又は増設など、一定の設備投資を行った企業に対して、税制の優遇や雇用に対する奨励措置を講じることで、新規企業の誘致だけでなく既存企業の事業規模拡大や安定した雇用の確保を支援してまいります。

二つ目は、「子宝育成プロジェクト」であります。

初めに、結婚出会いの場づくりについて申し上げます。

出会いの場創出事業については、若者の定住化や後継者の結婚対策推進のため、魅力ある様々な婚活イベントを開催し、結婚を希望する男女の出会いの場の提供に取り組んでまいります。

次に、子どもの育ちを支える教育環境づくりについて申し上げます。

地域学校協働活動推進事業については、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が連携・協働して様々な活動を推進しています。令和6年度は、市内全小・中学校へのコミュニティ・スクールの導入に合わせて、地域学校協働活動との一体的な推進に取り組んでまいります。

三つ目は、「故郷創出プロジェクト」であります。

初めに、シティセールスの推進について申し上げます。

ふるさと応援寄附推進事業については、昨年、返礼品であるハマグリがテレビ番組で紹介されたことにより、大きな反響を得て、当初の見込額を大幅に上回る寄附を頂いております。

今後も、ハマグリに続く第2、第3の人気返礼品の創出、改良及びPRに努め、本市の知名度向上を目指してまいります。

次に、移住定住促進策の拡充について申し上げます。

移住定住促進策については、定住促進奨励金や移住サポートセンターの設置など、多様な支援策に取り組んでおります。特に、移住サポートセンターは、相談業務やSNSを利用した情報発信だけでなく、移住希望者に対して市内を案内するツアーの実施、移住された方同士の交流会の開催など、積極的な活動を展開しております。

今後も、本市の魅力のPRに努め、住みたい、住み続けたいと思える効果的な取り組みを進めてまいります。

四つ目は、「安心形成プロジェクト」であります。

初めに、地域包括ケアシステムの充実について申し上げます。

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を続けられるよう、必要な医療・介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく提供するための、地域包括ケアシステムの充実に取り組んでまいります。

また、高齢者人口の増加による、多様化・複雑化する各種相談に対しては、市内3か所の地域包括支援センターと市直営の基幹型地域包括支援センターが連携し、きめ細やかな支援を行ってまいります。

次に、安心して暮らせる地域づくりについて申し上げます。

震災復興・津波避難道路整備事業のうち飯岡地域の横根三川線については、関係機関と協議を進めながら、県道飯岡片貝線との交差点改良工事を実施し、県道飯岡片貝線から国道126号までの暫定供用を目指して、引き続き事業を進めてまいります。

次に、生涯活躍のまち・あさひ形成事業について申し上げます。

まちの交流機能の中核を担うおひさまテラスは、趣向を凝らした講座やイベントを開催することで、継続的に利用するリピーターが増えるなど、1月末現在で約15万人の来場者がありました。

「みらいあさひ」の全体計画の中で、市内介護事業者による特別養護老人ホームの建設が昨年6月に着工し、現在、建設が進められております。

今後も、あらゆる世代が地域と共に楽しく健康に、ひと・まち・くらしが充足する生涯活躍の拠点となるまちづくりを支援してまいります。

次に、令和6年度の基本施策の概要を、総合戦略に掲げた四つの基本目標に沿って申し上げます。

一つ目は、「魅力ある雇用を創出し、安心して働けるまちづくり」であります。

初めに、農水産業の振興について申し上げます。

水田農業構造改革推進事業については、主食用米の需要が減少傾向にある中、畜産業が盛んな本市の特性を生かして、飼料用米を中心とした戦略作物への転換を支援し、水田農業の経営安定化に取り組んでまいります。

家畜防疫対策事業については、昨年の12月、県内においてカモ類のふん便から高病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されているため、各農場における飼養衛生管理の徹底を働きかけるとともに、各種防疫対策への支援を行ってまいります。

畜産環境フレッシュ事業については、臭気問題意識の向上と畜産農家が自主的に取り組む畜産臭気軽減対策を支援するなど、畜産環境の改善に取り組んでまいります。

農業水利施設改修事業については、老朽化した市内の農業用排水路施設の長寿命化や施設改修に取り組む団体に対し支援してまいります。

有害鳥獣駆除事業については、鳥獣による農作物への被害を防止し、農村環境を保全するため、補助事業の活用を促すなど取り組みを強化してまいります。

水産業については、漁業共済掛金の一部助成や貝類の種苗放流などを支援し、漁業者の安定的な経営や水産資源の回復に取り組んでまいります。

水産基盤整備事業については、飯岡漁港内の施設改修や航路しゅんせつなど、水産基盤の整備を支援してまいります。

次に、商工業の振興について申し上げます。

商店街活性化事業については、市内の空き店舗等の利活用に対する支援をはじめ、共通商品券発行事業に係る運営費の支援や各商店街が実施するイベントなど、地域商業の活性化に

向けた取り組みを支援してまいります。

工業振興支援事業については、立地企業の経営基盤強化のため、工業団地内の既存の排水施設等をはじめとした共同管理事業への支援により、企業の生産環境の整備に取り組んでまいります。

二つ目は、「結婚・出産・子育ての希望がかない、誰もが生きがいを持てるまちづくり」であります。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

感染症予防対策事業については、50歳以上の方を対象として、带状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成を新たに開始し、発症の予防と経済的負担を軽減してまいります。

また、昨年から学校を中心にインフルエンザが猛威を振るっていることに鑑み、現在、小学校2年生まで助成している任意インフルエンザワクチン接種費用の助成対象を、高校3年生まで拡大いたします。

なお、新型コロナウイルスワクチン接種については、令和6年度から65歳以上の方などを対象に定期接種となるため、必要な準備を進めてまいります。

がん検診事業については、令和6年度から24時間予約可能となるインターネット予約システムを導入します。利便性が向上することで、受診率の向上とともに若い世代の受診者の増加が期待でき、がんの早期発見、早期治療につながるものと期待しております。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

千葉県東部五市体育大会については、5月19日に本市を会場に開催されます。近隣から多くの選手が参加し、市内の各会場で様々な競技で熱戦が繰り広げられますので応援をお願いいたします。

あさひスポーツフェスティバルについては、10月に市内複数のスポーツ施設を会場として開催いたします。お子さんから高齢の方まで、あるいは家族や友人と共に楽しむことができる、ニュースポーツなどの体験型メニューを数多く予定しております。

パラ卓球ナショナルチームの合宿については、11月に本市を会場に受入れを予定しております。世界トップクラスのパラアスリートを間近に見ることでスポーツへの関心が高まり、スポーツを始めるきっかけとなることを期待しております。

社会体育施設については、指定管理者と共に老朽化した施設の点検改修を進め、安全で安心にスポーツが楽しめるよう、施設の維持管理に取り組んでまいります。

次に、子育て支援の充実について申し上げます。

学校給食費については、物価高騰による食材費の上昇を踏まえて見直しを行った上で、第1子、第2子については半額免除、第3子以降は無償化を継続することとし、子育て世帯の負担軽減に取り組んでまいります。

ファミリー・サポート・センター事業については、子育ての援助を受けたい会員と援助したい会員が、子どもを預けたり、子どもを預かったりする育児の相互援助活動でありまして、サポート・センターは会員間の調整や連絡を行い、橋渡しの役割を担います。

今後、さらなる子育て支援の充実のため、事業開始に向け、鋭意取り組んでまいります。

妊婦・乳幼児健康診査事業については、産後2週間及び産後1か月の産婦健康診査と生後1か月の乳児健康診査の費用の一部助成を新たに開始し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備してまいります。

次に、公立保育所の再編について申し上げます。

(仮称)中央第二・ゆたか統合保育所の建設については、既に工事に着手しており、令和7年4月の開所に向けて、適切な進捗管理に取り組んでまいります。

また、日の出保育所ととみうら保育所の再編整備については、保護者説明会やアンケート調査を実施いたしました。再編後の場所の選定については、旭市立日の出保育所・とみうら保育所再編整備検討会議の中で意見をいただき、日の出保育所を活用した方がよいという意見が多く出たところであります。

今後も、地域や保護者の理解を得ながら適切に事業を進めてまいります。

次に、障害者福祉の充実について申し上げます。

障害のある人が住み慣れた地域で自立し、安心して暮らしていけるよう、個々の状況に応じた在宅生活や日中活動サービス、地域生活支援などの障害者福祉施策を引き続き推進してまいります。

次に、小・中学校の再編について申し上げます。

干潟地域の小学校統合については、本年1月に旭市学校再編代表者会議を設置し、学校再編の可否のほか、統合校の位置、開校時期、名称などについて調査審議を進める予定であります。

今後も、児童数の推移を見据えつつ、旭市学校再編基本方針に基づいて、保護者や地域の皆様との合意形成に取り組んでまいります。

次に、学校教育の充実について申し上げます。

部活動の地域移行については、旭市部活動地域移行推進協議会を設置し、本市にとって望

ましい休日の部活動の在り方について協議してまいります。

また、先行して部活動の地域移行に取り組む団体に対し、モデル事業補助金を交付し、学校の教育課程外におけるスポーツ・文化芸術活動を支援してまいります。

次に、芸術文化の振興・伝統文化の保存について申し上げます。

大原幽学遺跡史跡公園については、昨年度に引き続き、防災設備更新工事を実施するほか、雨水排水対策として排水設備や公園北側駐車場等の整備を進めてまいります。

三つ目は、「ひとの定着・還流・移住の流れをつくり、人々が集うまちづくり」であります。

初めに、交流の促進について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、大原幽学先生ゆかりの水田を都市住民との米づくり体験・交流の場として活用し、農作物を作る喜び、食べる喜びを感じていただくことで、農業の魅力発信と本市の豊富な農水産物のPRに取り組んでまいります。

スポーツ交流については、旭市飯岡しおさいマラソン大会をはじめ、卓球の世界ユース日本代表選考会やぼるぼろを通じて、本市の知名度アップや交流を深めてまいります。

次に、安全で快適な道路の整備について申し上げます。

市道の整備については、安全で円滑な交通の確保と生活環境の改善に向けて、道路改良、排水施設整備及び維持補修工事など、計画的に取り組んでまいります。

飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業については、JR東日本千葉支社へ委託しました鉄道横断工事が完了し、鉄道横断部前後の道路改良工事に着手したところであります。

南堀之内バイパス整備事業については、令和6年度末の供用開始を目指して、起点部及び終点部における交差点改良工事などを実施してまいります。

千葉県が進めております銚子連絡道路の整備については、横芝光町から匝瑳市までの延長5キロメートルの2期区間が、3月31日に開通することとなりました。

また、これに続く匝瑳市から旭市までの延長13キロメートルの3期区間につきましては、現在、関係機関と協議を行いながら、道路設計等を進めていると伺っております。

本市にとりまして重要な路線でありますので、引き続き事業が円滑に進むよう協力してまいります。

次に、安全・安心な水の供給について申し上げます。

水道事業については、安全・安心な水道水を供給するため旭市水道事業ビジョンに基づき、旭配水場の配水ポンプ施設や基幹管路など、耐震化を推進するとともに、配水区域の適正化

に取り組んでまいります。

次に、公園の充実について申し上げます。

公園については、市民が自然と触れ合い、潤いと安らぎをもたらす憩いの場として、安全で快適に利用できるよう適切な維持管理を行ってまいります。

次に、居住環境の充実について申し上げます。

計画的な土地利用が行われ、秩序ある良好な住環境の形成を実現するため、市全域を視野に入れた都市計画の見直しに着手しており、本年度は素案の作成と住民説明会を実施いたしました。

今後は、国や県との協議を進め、令和8年度の都市計画決定を目指してまいります。

冠水対策排水整備事業については、従前より排水整備を進めている旭地域イ地区に加え、本年度から着工した旭地域ハ地区及び海上地域後草地区の3地区について、計画的に整備を進めてまいります。

蛇園南地区排水路整備事業については、令和6年度末の事業完了を目指し、排水整備を進め、当地区の生活環境の向上に取り組んでまいります。

公共下水道及び農業集落排水については、施設の適正な維持管理を通じて、公共水域の水質保全や生活環境の向上に取り組んでまいります。

住宅リフォーム補助事業については、市民の居住環境の向上や個人住宅のリフォームに対する補助を通じた地域経済の活性化など、波及効果を含めて引き続き取り組んでまいります。

空き家等対策推進事業については、国が掲げる、活用の拡大・管理の確保・特定空家等の除却等に対応するため、旭市空家等対策計画を改訂し、より一層の効果的な取り組みを実施してまいります。

次に、廃棄物の減量化と資源の有効活用について申し上げます。

ごみの減量化推進事業については、廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効的に活用する循環型社会の実現に向け、今後も市民や事業者の皆様によるごみの減量化や3Rの取り組みを支援してまいります。

次に、自然環境の保全について申し上げます。

きれいなまちづくりへの取り組みについては、きれいな旭をつくる会や環境ボランティア団体を支援するとともに、今後も市民やボランティア団体の皆様にご協力をいただきながら、地域ぐるみで自然環境の保全に取り組んでまいります。

四つ目は、「将来にわたって元気な地域をつくり、安全・安心で暮らしやすいまちづくり」

であります。

初めに、高齢者福祉の充実について申し上げます。

高齢者に対する介護予防の普及啓発や、高齢になっても住み慣れた地域で自立した暮らしが続けられるよう、身近な地域で生活機能の低下を予防するための「通いの場」の立ち上げを支援してまいります。また、独り暮らしの高齢者や認知症高齢者などの見守り体制の構築を強化してまいります。

次に、消防・防災力の強化について申し上げます。

海上・飯岡統合消防分署庁舎建設工事については、令和6年度中の業務開始に向けて、適切な進捗管理に取り組んでまいります。

消防施設整備事業については、後草地区の後草区民館敷地内へ地上型耐震性貯水槽を設置し、火災発生時の迅速な消火体制を確保します。

消防車両整備事業については、老朽化し、機能低下した干潟分署配備の水槽付消防ポンプ自動車並びに干潟地域の消防団に配備されている小型動力ポンプ付積載車を更新し、消防・防災力の強化に取り組んでまいります。

次に、公共交通網の整備について申し上げます。

デマンド交通運行事業については、令和6年度から医療機関を乗降場所とする場合の区域外運行を可能とし、そのための区域外運行車両1台を増車し、サービスの拡充に取り組んでまいります。

次に、消費者の保護について申し上げます。

消費者の保護については、成年年齢の引下げや、いわゆる靈感商法など、多様化する消費者トラブル等に対応するため、充実した相談体制を確保するとともに、未然防止の啓発活動を行い、豊かな消費生活の実現に取り組んでまいります。

多重債務者の救済支援については、庁内関係各課や関係機関との連携体制を強化してまいります。

次に、国の地方創生臨時交付金を活用した本市独自の支援策について申し上げます。

物価高騰対策として、住民税非課税世帯等物価高騰対策給付金を受けた世帯を除く世帯を対象に、家計応援のため商品券の配付を予定しております。

次に、ストップ少子化大作戦について申し上げます。

本事業については、喫緊の課題である少子化に歯止めをかけるため、結婚・出産・子育て・定住を一連のものとして捉え、分野横断的な切れ目ない支援として市が実施している数

多くの少子化対策関連事業の中から、婚活支援事業や、移住支援制度の充実のほか、地域学校協働活動の推進など、九つの事業を特に取り上げて実施しております。

今後も、チーム旭市役所としてこれらの取り組みを継続し、少子化問題の解消に取り組んでまいります。

次に、行政改革の推進について申し上げます。

行政改革の推進については、全庁的に取り組む中で、市税等の収納率の向上と滞納額の縮減、経費の削減、組織・機構の見直し、職員数の適正化など、一定の成果を挙げているところであります。

なお、令和6年度は、第4次アクションプランの最終年度となるため、目標の達成に向けて一層の行政改革に取り組むとともに、行政改革推進委員会のご意見をいただきながら、次期計画となる第5次アクションプランの策定に取り組んでまいります。

デジタル技術を活用して行政サービスの改善や効率化を進める、いわゆる自治体DXについては、デジタル戦略室を設置するとともに、国の制度を利用して民間企業からデジタル専門人材を受け入れ、自治体DXを推進してまいります。

全ての公共施設の在り方や具体的な運用については、旭市公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づき、市民ニーズや社会情勢の変化を的確に把握しながら、資産コストの縮減と公共施設の最適な配置を進めてまいります。

また、未利用地で処分が可能な土地については、積極的に売却を進めてまいります。

次に、令和6年度の予算編成方針について申し上げます。

本市の財政状況は、これまで着実に推進してきた行財政改革などにより、令和5年度も引き続き健全な財政状況を維持しております。

令和6年度の歳入は、市税収入などは引き続き堅調に推移しているものの、長引く物価高騰の影響などにより、景気を下押しするリスクがあることから、依然として予断を許さない状況であります。

一方、歳出においては、人口減少・少子高齢化対策及び市民が安全・安心に暮らせるまちづくり等を積極的に推進する中、社会保障関係費や公共施設等の維持更新費用の増加、さらには、エネルギー価格など物価高騰による経常経費の上昇が引き続き懸念されることから、財政の負担増が避けられない状況であります。

このような状況を踏まえた中でも、令和6年度の予算編成に当たっては、「チーム旭でまちづくり」の理念の下、最終年度を迎える第2期旭市総合戦略に掲げる四つの基本目標を実

現するために関連する諸施策をより強力に推進してまいります。

将来都市像である「郷土愛からつなぐ未来　ず〜っと大好きなまち　旭」を実現させ、本市のさらなる発展と、将来にわたり市民が安心して住み続けたいと思えるまちづくりを目指して、一般会計の予算を324億8,000万円としたものであります。

特別会計は、病院事業債管理、国民健康保険事業、後期高齢者医療、介護保険事業で、176億6,500万円、企業会計は、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業で、32億9,218万3,000円となり、市全体の当初予算の規模を534億3,718万3,000円としたところであります。

続いて、本議会に提案いたしました各議案の提案理由について申し上げます。

議案第1号は、令和6年度旭市一般会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ324億8,000万円とするものであります。

歳入の主なものは、1款市税に74億4,816万4,000円、10款地方交付税に92億円、14款国庫支出金に34億8,170万9,000円、15款県支出金に19億9,964万4,000円、21款市債に40億5,920万円を計上いたしました。

次に、歳出の主なものは、2款総務費に35億3,046万6,000円、3款民生費に111億2,932万6,000円、4款衛生費に42億1,976万円、8款土木費に32億2,002万2,000円、9款消防費に25億5,443万4,000円、10款教育費に27億966万6,000円、12款公債費に33億5,136万円を計上したところであります。

議案第2号は、令和6年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決についてでありまして、予算規模を歳入歳出それぞれ32億4,600万円とするものであります。

議案第3号は、令和6年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ事業勘定で79億7,900万円、施設勘定で8,400万円とするものであります。

議案第4号は、令和6年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ8億6,200万円とするものであります。

議案第5号は、令和6年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決についてでありまして、予算の規模を歳入歳出それぞれ54億9,400万円とするものであります。

議案第6号は、令和6年度旭市水道事業会計予算の議決についてでありまして、事業収益を16億7,594万1,000円と予定いたしました。

議案第7号は、令和6年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についてでありまして、事

業収益を5億9,067万1,000円と予定いたしました。

議案第8号は、令和6年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についてでありまして、事業収益を8,959万8,000円と予定いたしました。

議案第9号は、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億2,400万円を追加し、予算の総額を336億5,600万円とするものであります。

議案第10号は、令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億6,624万6,000円を追加し、予算の総額を58億8,400万円とするものであります。

議案第11号は、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでありまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号は、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号は、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第14号は、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方税法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第15号は、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第16号は、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、国が定める基準府令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第17号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険法施行令等の一部改正及び第9期介護保険事業計画に基づいた介護保険料の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第18号は、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例の制定について、議案第19号は、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号は、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第21号は、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、いずれも厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第22号は、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、奨励措置の対象業種に小売業、産科及び小児科を追加するに当たり、所要の改正を行うものであります。

議案第23号は、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、新たな国の指針に対応するため、所要の改正を行うものであります。

議案第24号は、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、市立公園において指定管理者制度の導入を進めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第25号は、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第26号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更についてでありまして、養護老人ホーム東総園、特別養護老人ホーム東総園及びびあハウスの事業の終了に伴い、同病院定款の一部を変更する必要があることから、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期計画を定めることについてでありまして、令和5年第4回定例会で議決をいただきました第3期中期目標を達成するための中期計画を定めることについて、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第28号は、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでありまして、県営土地改良事業、飯岡西部地区の事業の完了に伴い、字の区域及び名称に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号は、市道路線の認定及び変更についてでありまして、経営体育成基盤整備事業

万才Ⅱ期地区の管理委託による1路線、主要地方道銚子海上線のバイパス整備による4路線、道路整備による3路線を認定、主要地方道銚子海上線、主要地方道旭小見川線のバイパス整備による6路線、道路整備による2路線を変更するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第30号は、専決処分の承認についてでありまして、閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえて、国が実施する低所得者支援について、速やかに行う必要があることから専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

議案第31号は、専決処分の承認についてでありまして、旭市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

以上、新年度を迎えるに当たり、市政運営に対する基本的な考え方をお示しし、重点的に取り組む施策の概要とともに今回提案いたしました各議案の趣旨をご説明いたしました。

詳しくは事務担当者から説明し、またご質問に応じてお答えいたしますので、何とぞご賛同賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（飯嶋正利） 施政方針並びに提案理由の説明は終わりました。

◎日程第10 議案の補足説明

○議長（飯嶋正利） 日程第10、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第1号について、財政課長、ご登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第1号、令和6年度旭市一般会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算の内容について、前年度と比較しながら、主なものを説明いたします。

タブレットの4ページをお願いいたします。予算書は1ページになります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を324億8,000万円と定めるもので、対前年度19億8,000万円、6.5%の増となりました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債につきましては、後ほどご説明いたします。

第4条は、一時借入金の限度額を20億円と定めるものです。

第5条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を、給料、職員手当等及び共済費と定めるものです。

タブレットの12ページをお願いいたします。予算書は9ページになります。

第2表、債務負担行為です。

表の一番上、農業近代化資金利子補給から、一番下の道路補修委託料まで、10項目ございまして、それぞれ記載のとおり期間と限度額を設定するものです。

タブレットの13ページをお願いいたします。予算書は10ページになります。

第3表、地方債です。

起債の目的と限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるもので、総額として40億5,920万円を計上しております。

それでは、歳入から順を追って説明をいたします。

タブレットの17ページをお願いいたします。予算書は13ページになります。

1款市税のうち、1項1目個人市民税は28億6,270万9,000円、対前年度比7.1%の減を見込みました。これは、個人市民税の定額減税の影響によるものです。

2目法人市民税は3億5,511万6,000円、対前年度比6.1%の増を見込みました。

2項1目固定資産税は31億3,520万2,000円、対前年度比0.2%の増を見込みました。

次に、タブレットの18ページをお願いいたします。予算書は14ページになります。

3項軽自動車税のうち、1目環境性能割は1,119万円、対前年度比5.4%の減を見込みました。

2目種別割は2億4,402万2,000円、対前年度比4.9%の増を見込みました。

4項1目市たばこ税は5億6,623万6,000円、対前年度比6.5%の増を見込みました。

タブレットの19ページをお願いいたします。予算書は15ページになります。下のほうになります。

2款地方譲与税です。この2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までは、国の地方財政計画や県の推計などを考慮して、予算額を見込んでおります。

主なものを申し上げます。

2款2項1目自動車重量譲与税は2億6,900万円、対前年度比13.0%の増を見込みました。

タブレットの21ページをお願いいたします。予算書は17ページになります。中段、やや下になります。

7 款地方消費税交付金は14億9,400万円、対前年度比8.9%の減を見込みました。

タブレット22ページをお願いいたします。予算書は18ページになります。

9 款 1 項 1 目地方特例交付金は 3 億800万円、対前年度比460.0%の大幅な増を見込みました。これは、定額減税による減収分を国が地方特例交付金で補填するためです。

10款地方交付税は92億円、対前年度比2.1%の増を見込みました。内訳については、説明欄 1、普通交付税は、地方財政計画の伸びなどから81億5,000万円、対前年度 1 億5,000万円の増を見込み、説明欄 2、特別交付税につきましても10億5,000万円、対前年度4,000万円の増を見込みました。

タブレット23ページをお願いいたします。予算書は19ページになります。

12款分担金及び負担金です。中段よりやや上になります。

1 項 3 目教育費負担金は、対前年度比31.6%の減となっております。これは、主に 3 節保健体育費負担金の説明欄 1、学校給食費負担金の減によるもので、令和 6 年度からこれまでの第 3 子以降の学校給食費全額無償化に加え、第 1 子、第 2 子の学校給食費を半額免除するためです。

タブレット26ページをお願いいたします。予算書は22ページになります。

14款国庫支出金です。

1 項 1 目民生費国庫負担金は、対前年度比15.8%の増となっております。次のページをお願いいたします。上のほうになります。これは、主に 4 節生活保護費国庫負担金の増などによるものです。

2 項 1 目総務費国庫補助金は、対前年度比35.4%の減となっております。これは、主に説明欄 5、個人番号カード交付事務費補助金の減などによるものです。

2 目民生費国庫補助金は、対前年度比3.6%の増となっております。これは、主に 2 節児童福祉費国庫補助金の説明欄 3、子ども・子育て支援交付金の増などによるものです。

タブレット28ページをお願いいたします。予算書は24ページになります。下のほうになります。

4 目土木費国庫補助金は、対前年度比51.4%の減となっております。これは、主に 1 節道路橋梁費国庫補助金の説明欄 1、社会資本整備総合交付金の減などによるものです。

タブレット30ページをお願いいたします。予算書は26ページになります。

15款県支出金です。

1 項 1 目民生費県負担金は、対前年度比6.0%の増となっております。下のほうになります。

す。これは、主に3節児童福祉費県負担金の説明欄2、児童手当負担金の増などによるものです。

タブレット31ページをお願いいたします。予算書は27ページになります。下のほうになります。

2項2目民生費県補助金は、対前年度比17.4%の増となっております。次のページをお願いいたします。中段、やや上になります。これは、主に3節児童福祉費県補助金の説明欄1、子ども・子育て支援交付金の増などによるものです。

タブレット33ページをお願いいたします。予算書は29ページになります。

4目農林水産業費県補助金は、対前年度比49.1%の減となっております。これは、主に1節農業費県補助金のうち、説明欄10、経営体育成基盤整備事業促進費補助金の減などによるものです。

タブレットの34ページをお願いいたします。予算書は30ページになります。中段になります。

6目土木費県補助金は、対前年度比94.3%の減となっております。これは、1節住宅費県補助金におきまして、令和5年度にありました東日本大震災災害公営住宅家賃対策事業補助金がなくなったことなどによるものです。

8目教育費県補助金は、対前年度比21.5%の減となっております。これは、主に2節社会教育費県補助金のうち、説明欄3、文化財保存整備事業費補助金の減などによるものです。

タブレット35ページをお願いいたします。予算書は31ページになります。

3項1目総務費委託金は、対前年度比18.5%の増となっております。これは、主に4節選挙費委託金の増などによるものです。

タブレットの37ページをお願いいたします。予算書は33ページになります。

16款財産収入です。

2項1目不動産売払収入は、対前年度比24.7%の減となっております。これは、1節土地売払収入の減によるものです。

その下になります。

17款寄附金です。

1項1目総務費寄附金は、対前年度比30.0%の増となっております。これは、説明欄1、ふるさと応援寄附金の増によるものです。

タブレット38ページをお願いいたします。予算書は34ページになります。

18款繰入金です。

基金からの繰入金について、主なものを申し上げます。

2項1目財政調整基金繰入金は7億4,200万円、対前年度2億3,600万円の増で計上しております。

2目公共施設等整備基金繰入金は1億600万円、令和6年度、新規に計上しております。

3目災害復興基金繰入金は1億1,157万3,000円、対前年度9,879万3,000円の増で計上しております。

4目地域振興基金繰入金は1億3,577万8,000円、対前年度695万1,000円の減で計上しております。

5目ふるさと応援基金繰入金は2億円、対前年度5,000万円の増で計上しております。

タブレットの42ページをお願いいたします。予算書は38ページになります。

21款市債です。

1項2目民生債は6億5,440万円で、対前年度比が1,000%を超える大幅な増であることから、「増」のみの記載となっております、予算額では対前年度6億5,250万円の増となっております。これは、2節児童福祉債、説明欄1、児童福祉施設整備事業債の増によるものです。

3目衛生債は1億8,740万円で、対前年度比が73.7%の増となっております。これは、2節清掃債、説明欄1、広域ごみ処理施設整備事業債の増によるものです。

一番下になります。

6目土木債は15億1,770万円で、1節道路橋梁債、説明欄1、道路維持補修事業債など、9本を計上しております。対前年度比14.8%の減となっておりますが、次のページをお願いいたします、これは主に説明欄8、震災復興・津波避難道路整備事業債の減によるものです。

7目消防債は13億9,000万円で、説明欄1、消防施設建設事業債など、6本を計上しております。対前年度比160.7%の増となっておりますが、これは主に説明欄1、消防施設建設事業債と説明欄6、防災基盤整備事業債（防災無線）の増によるものです。

8目教育債は1億7,790万円で、1節小学校債から3節社会教育債まで、説明欄に記載の3本を計上しております。対前年度比184.2%の増となっておりますが、これは主に3節社会教育債の増によるものです。

9目臨時財政対策債は5,000万円で、国の地方財政計画の伸び率などから、対前年度比64.3%の減を見込んでおります。

市債の合計は40億5,920万円で、対前年度13億1,650万円、48.0%の増となっております。

以上で歳入の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 議案の補足説明は途中ですが、午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５６分

再開 午後 １時 ０分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

○財政課長（山崎剛成） それでは、続きまして、歳出について、また前年度と比較しながら主な事業を説明いたします。

タブレットの45ページをお願いいたします。予算書は42ページになります。

１款１項１目議会費は、対前年度比0.3%の減で、２億2,042万2,000円を計上しました。

タブレット49ページをお願いいたします。予算書は46ページになります。

次に、２款総務費です。

２款１項１目一般管理費は、対前年度比3.1%の減となっております。

タブレット52ページをお願いいたします。予算書は49ページになります。下のほうになります。

減の主な要因は、説明欄７、庁舎管理費の減によるもので、これは昨年度計上していた駐車場整備工事が減となったことなどによるものです。

タブレット63ページをお願いいたします。予算書は60ページになります。中段になります。

７目企画費は、対前年度比14.8%の増となっております。

タブレット65ページをお願いいたします。予算書は62ページになります。

増の主な要因は、中段になります、説明欄４、ふるさと応援寄附推進事業と、タブレット68ページをお願いいたします。予算書は65ページになります。こちらも中段、説明欄８、ふるさと応援基金積立金の増などによるものです。

次に、３款民生費です。

大きく飛びまして、タブレットの99ページをお願いいたします。予算書は97ページになります。

３款１項２目障害者福祉費は、対前年度比6.4%の増となっております。

タブレット103ページをお願いいたします。予算書は101ページになります。中段やや下になります。

増の主な要因は、説明欄10、自立支援給付事業の増などによるものです。

タブレット106ページをお願いいたします。予算書は104ページになります。

2項1目老人福祉総務費は、対前年度比16.9%の減となっております。減の主な要因は、下のほうになります、説明欄3、老人保護扶助費の減などによるものです。

タブレット113ページをお願いいたします。予算書は111ページになります。

3項1目児童福祉総務費は、対前年度比13.6%の増となっております。

タブレット120ページをお願いいたします。予算書は118ページになります。

増の主な要因は、説明欄16、放課後児童クラブ運営事業の増や、次のページをお願いいたします。中段になります。説明欄17、民間地域子ども・子育て支援事業費助成事業の増などによるものです。

タブレット123ページをお願いいたします。予算書は121ページになります。

中段やや下、3目児童措置費は、対前年度比13.2%の増となっております。増の主な要因は、説明欄1、児童手当給付事業の増によるもので、令和6年10月支給分から所得制限の撤廃など、制度が拡充されることに伴う増です。

タブレット124ページをお願いいたします。予算書は122ページになります。一番下になります。

5目障害児福祉費は、対前年度比28.6%の増となっております。増の主な要因は、説明欄1、障害児通所支援事業の増によるものです。

タブレット125ページをお願いいたします。予算書は123ページになります。

6目保育所費は、対前年度比43.4%の増となっております。

タブレット129ページをお願いいたします。予算書は127ページになります。

増の主な要因は、中段になります、説明欄7、保育所統合整備事業の増によるものです。

タブレット131ページをお願いいたします。予算書は129ページになります。

4項2目扶助費は、対前年度比38.1%の増となっております。増の主な要因は、説明欄1、生活保護扶助費における19節扶助費のうち、上から四つ目、医療扶助費の増によるものです。

次に、4款衛生費です。

タブレット139ページをお願いいたします。予算書は137ページになります。中段になります。

4款1項2目予防費は、対前年度比16.1%の増となっております。

タブレット141ページをお願いいたします。予算書は139ページになります。

増の主な要因は、説明欄4、後期高齢者健康診査事業が後期高齢者医療特別会計から一般会計に移行したことなどによるものです。

タブレット149ページをお願いいたします。予算書は147ページになります。

4目環境衛生費は、対前年度比17.3%の増で、増の主な要因は、説明欄2、環境衛生事務費の増などによるものです。

次のページをお願いいたします。上のほうになります。

環境衛生事務費の増は、18節負担金補助及び交付金の一番下、東総地区広域市町村圏事務組合負担金において、広域ごみ処理に係る匝瑳中継施設整備に係る分の増があったことなどによるものです。

次に、5款労働費です。

タブレット160ページをお願いいたします。予算書は158ページになります。

5款1項1目労働諸費については、対前年度比29.4%の増で、増の主な要因は、説明欄2、職業相談室運営支援事業において、人件費が増となったことによるものです。

次に、6款農林水産業費です。

タブレット171ページをお願いいたします。予算書は170ページになります。中段になります。

6款1項4目畜産振興費は、対前年度比26.2%の減となっております。

次のページをお願いいたします。

減の主な要因は、一番上、説明欄2、家畜防疫対策事業の減や昨年度、県の補助事業として実施しました、さわやか畜産総合展開事業が令和6年度は実施がないことなどによるものです。

一番下、5目農地費は、対前年度比50.3%の減となっております。

次のページをお願いいたします。

減の主な要因は、一番下、説明欄4、農業基盤整備事業において、豊和地区と飯岡西部の土地改良事業が事業進捗に伴い減したことや、次のページをお願いいたします。説明欄5、農業水利施設改修事業が事業進捗により減したことなどによるものです。

次に、7款商工費です。

タブレット183ページをお願いいたします。予算書も183ページになります。中段になります。

す。

7款1項2目商工振興費は、対前年度比29.4%の減となっております。

次のページをお願いいたします。

減の主な要因は、中段やや下になります、説明欄4、商業活性化推進事業のうち、18節負担金補助及び交付金の三つ目、商店街振興事業補助金において、プレミアム商品券発行事業分が減となったことなどによるものです。

次に、8款土木費です。

タブレット196ページをお願いいたします。予算書も196ページになります。中段になります。

8款2項2目道路維持費は、対前年度比20.7%の減となっております。

次のページをお願いいたします。

減の主な要因は、一番下、説明欄2、道路維持補修事業の減などによるものです。

タブレット198ページをお願いいたします。予算書も198ページになります。

一番下、3目道路新設改良費は、対前年度比17.0%の減となっております。

タブレット200ページをお願いいたします。予算書も200ページになります。

減の主な要因は、一番下、説明欄5、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業で、鉄道横断工事が完了したことに伴い、事業費が大幅に減したことなどによるものです。

タブレット202ページをお願いいたします。予算書も202ページになります。

4目橋梁維持費は、対前年度比90.8%の増となっております。増の主な要因は、説明欄1、橋梁長寿命化修繕事業の増によるものです。

タブレット207ページをお願いいたします。予算書も207ページになります。下のほうになります。

4項1目住宅管理費は、対前年度比59.5%の増となっております。

タブレット209ページをお願いいたします。予算書も209ページになります。中段やや下になります。

増の主な要因は、説明欄4、市営住宅改修事業において、双葉団地Aの改修工事を計上したことなどによる増などです。

次に、9款消防費です。

タブレット214ページをお願いいたします。予算書も214ページになります。

9款1項1目常備消防費は、対前年度比20.0%の増となっております。

タブレット216ページをお願いいたします。予算書も216ページになります。

増の主な要因は、説明欄3、消防庁舎整備事業の増や、次のページをお願いいたします。
一番上、説明欄5、消防車両整備事業の増、説明欄6、消防広域化・共同化基盤整備事業の増などによるものです。

2目非常備消防費は、対前年度比22.3%の増となっております。

タブレットの220ページをお願いいたします。予算書も220ページになります。

増の主な要因は、中段やや上、説明欄5、消防団車両整備事業の増などによるものです。

3目災害対策費は、対前年度比579.1%の大幅な増となっております。

タブレット222ページをお願いします。予算書も222ページになります。上のほうになります。

増の主な要因は、説明欄3、防災行政無線等整備事業の増などによるものです。

次に、10款教育費です。

タブレット236ページをお願いいたします。予算書は237ページになります。

中段やや上、10款2項2目教育振興費は、対前年度比22.2%の増となっております。増の主な要因は、説明欄1、小学校教育振興費における4年に1度の教員用の指導書や教科書の購入に伴う増などによるものです。

少し飛びまして、タブレット263ページをお願いいたします。予算書は264ページになります。下のほうになります。

4項8目ユートピアセンター費は、対前年度比79.7%の増となっております。

次のページをお願いいたします。

増の主な要因は、説明欄2、いいおかユートピアセンター管理費のうち、さらに次のページをお願いいたします。中段やや下になります。14節工事請負費における施設の長寿命化に係る空調設備の改修工事の増などによるものです。

タブレットの266ページをお願いいたします。予算書は267ページになります。

9目大原幽学記念館費は、対前年度比28.4%の増となっております。

タブレット269ページをお願いいたします。予算書は270ページになります。中段やや下になります。

増の主な要因は、説明欄5、大原幽学遺跡史跡公園整備事業の新規計上による増などによるものです。

次に、12款公債費です。

タブレットの283ページをお願いいたします。予算書は286ページになります。

12款1項1目元金は、対前年度比2.3%の増、2目利子は、対前年度比19.3%の増となっております。

次に、13款諸支出金です。

タブレット285ページをお願いいたします。予算書は288ページになります。中段になります。

13款2項1目水道事業公営企業費は、対前年度比19.6%の減で、減の主な要因は、説明欄1、水道事業会計繰出金における23節の投資及び出資金の水道事業会計出資金の減によるものです。

次に、14款の予備費です。

タブレット287ページをお願いいたします。予算書は290ページになります。

予備費は、前年度と同額の5,000万円を計上しております。

以上で、歳出の主な内容についての説明を終わります。

タブレット288ページをお願いいたします。予算書は291ページになります。

ここから予算書の298ページまでは給与費明細書となっております。

1、特別職の表は、長等、議員、その他の特別職について、本年度と前年度を比較したものです。

一番下の比較の欄になります。職員数は、前年度と比べて、その他の特別職が68人の増となり、合計金額は一番右下、339万9,000円の増となっております。

タブレットの289ページをお願いいたします。予算書は292ページになります。

2、一般職のうち（1）の総括は、一般職の職員数、給与費、共済費について前年度と比較したもので、会計年度任用職員を含めた表でございます。

タブレット290ページをお願いいたします。予算書は293ページになります。

こちらは、一般職のうち会計年度任用職員以外の職員の表でございます。職員数の括弧内は、再任用短時間勤務職員の外書きとなります。

会計年度任用職員以外の本年度の給与費等の合計は、右側、45億3,593万8,000円で、前年度と比べて1億1,777万円の増となっております。

タブレットの291ページをお願いいたします。予算書は294ページになります。

こちらは、会計年度任用職員の表となっております。職員数は、フルタイム会計年度任用職員の数で、括弧内はパートタイム会計年度任用職員の外書きとなります。

会計年度任用職員の本年度の給与費等の合計は、右側、10億2,285万6,000円で、前年度と比べて1億8,105万円の増となっております。

なお、その他の内容については、次のページ、予算書295ページ以降に記載のとおりでございます。

タブレットの296ページをお願いいたします。予算書は299ページになります。

ここから予算書の301ページまでは債務負担行為に関する調書で、前年度までに設定したものも含め、令和6年度以降の支出予定額等を記載したものです。

タブレット299ページをお願いいたします。予算書は302ページになります。

この表は、地方債に関する調書です。

一番下の計の欄をご覧ください。

左から順に、令和4年度末の現在高が284億5,467万7,000円、その右が令和5年度末の現在高見込額で286億4,158万1,000円、その右が令和6年度中の起債見込額で、こちらは令和6年度の市債の予算額となりまして40億5,920万円、その右が令和6年度中の元金償還見込額で32億4,263万7,000円、一番右が令和6年度末の現在高見込額で294億5,814万4,000円です。

以上で、議案第1号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、企画政策課長、ご登壇してください。

（企画政策課長 柴 栄男 登壇）

○企画政策課長（柴 栄男） 議案第2号、令和6年度旭市病院事業債管理特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

タブレットの301ページ、予算書の303ページをお願いいたします。

第1条にありますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ32億4,600万円といたしました。少し飛びます。タブレットの308ページ、予算書の309ページをお願いいたします。

歳入、1款諸収入として、貸付金元利収入17億8,850万円を計上しました。これは病院事業債の元利償還金分として、旭中央病院からのものになります。

2款市債として、病院債14億5,750万円を計上しました。これは旭中央病院が行う医師宿舍の整備と、医療機器を購入するために貸し付ける長期貸付金の財源として借り入れるものです。

次のページをお願いいたします。

歳出、1 款事業費ですが、貸付金として14億5,750万円を計上しました。これは歳入で計上しました病院債をそのまま旭中央病院に貸し付けるものです。

2 款公債費は、1 目元金15億2,695万円及び2 目利子 2 億6,155万円、合わせて17億8,850万円を計上しました。これは歳入で計上しました貸付金元利収入をそのまま償還するものです。

次のページをお願いいたします。

説明申し上げました歳入歳出の結果、令和6 年度末の病院債現在高は、表の一番右側になりますが、173億1,301万円と見込んでおります。

以上で、議案第2 号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第3 号、議案第4 号について、保険年金課長、ご登壇ください。

（保険年金課長 高野 久 登壇）

○保険年金課長（高野 久） 保険年金課からは、議案第3 号及び議案第4 号について、補足説明を申し上げます。

まず、議案第3 号、令和6 年度旭市国民健康保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

タブレットの312ページをお願いいたします。予算書は313ページになっております。

第1 条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ事業勘定79億7,900万円、施設勘定8,400万円と定めるものです。

第2 条は、一時借入金の限度額を事業勘定1 億円、施設勘定1,000万円と定めるものです。

第3 条は、歳出予算中、款内において、流用できる経費を保険給付費と定めるものです。

タブレットの313ページから321ページまでは、歳入歳出予算の款項ごとの予算及び事項別明細書の総括でありますので、説明を省略させていただきます。詳細につきましては、322ページ以降でご説明いたします。

初めに、事業勘定の歳入についてご説明いたします。

タブレットの322ページをお願いいたします。予算書は323ページになります。

1 款国民健康保険税は、計の欄で15億2,761万6,000円、前年度と比較して8.9%の減を見込みました。被保険者数の減少により、大幅な税收減を見込んでおります。

なお、計の一つ上の段に戻りまして、退職被保険者等国民健康保険税につきましては廃目となります。同様に、他の科目におきまして、退職者医療制度の廃止により、退職被保険

者に係る予算科目は全て廃止となっております。

タブレットの324ページをお願いいたします。予算書は325ページになります。

5款県支出金は、55億7,030万3,000円、5.5%の減を見込みました。内訳は、説明欄の1、保険給付費等普通交付金54億2,545万6,000円、及び説明欄の2、保険給付費等特別交付金1億4,484万7,000円となります。減の要因としましては、保険給付費等普通交付金の減によるもので、歳出の保険給付費の減と連動しており、金額については県で算定されております。

7款1項1目一般会計繰入金は、全て法定の繰入金でありまして、次のページに移りまして、タブレットの325ページの計の欄、4億8,421万1,000円、1.4%の減を見込みました。減の要因は、1ページ戻りまして、タブレットは324ページ、予算書は325ページになりますが、1節の保険基盤安定繰入金が減少したことによるものでございます。

タブレットの325ページをお願いいたします。予算書は326ページになります。

続いて、2項1目財政調整基金繰入金は、税の減収を補填するため、3億7,500万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

タブレットの327ページをお願いいたします。予算書は328ページになります。

1款1項1目一般管理費は、3,356万8,000円、前年度と比較して27.8%の増を見込みました。増の要因は、職員手当や保険証廃止等によるシステム改修費の増加によるものです。

タブレットの329ページをお願いいたします。予算書は330ページになります。

下段の2款1項療養諸費は、次のページに移りまして、計の欄で46億9,202万2,000円、6.0%の減を見込みました。減の要因は、被保険者の高齢者割合が高いため、1人当たりの医療費は増加傾向にありますが、被保険者の減少が大きいため、総額で減となりました。

その下、2項高額療養費は、こちらも次のページに移りまして、計の欄で7億3,728万2,000円、4.4%の減を見込みました。

その二つ下、4項1目出産育児一時金は、2,751万2,000円、前年度と同額を見込みました。

タブレットの332ページをお願いいたします。予算書は333ページになります。

中段、3款保険事業費納付金は、次のページに移りまして、計の欄で23億1,107万5,000円、4.7%の減を見込みました。この納付金は、歳入の県支出金、保険給付費等普通交付金の原資として県に納付するものです。

4款1項1目保健事業費は、8,633万2,000円、8.2%の減を見込みました。主なものは、説明欄の1、特定健康診査等事業5,394万8,000円、及び次のページに移りまして、説明欄の

3、短期人間ドック事業2,343万6,000円などです。減の主な要因は、令和5年度に計上しました国民健康保険保健事業実施計画策定の委託料の減や特定健康診査等の対象者の減少によるものでございます。

タブレットの337ページをお願いいたします。予算書は338ページになります。

中段、7款3項1目直営診療施設補助金は、2,070万円、前年度と同額を見込みました。この補助金は、旭中央病院の運営や各種事業に対し、県から交付され、支出するものでございます。

4項1目施設勘定繰出金は、30万円、前年度と同額を見込みました。この繰出金は、滝郷診療所の運営に対し、県から交付され、支出するものでございます。

タブレットの338ページをお願いいたします。予算書は339ページになります。

8款予備費は、3,000万円、前年度と同額を見込みました。

タブレットの339ページをお願いいたします。予算書は340ページになります。

タブレットの339ページから340ページは、給与費明細書となっております。

続きまして、施設勘定の歳入についてご説明いたします。

タブレットの344ページをお願いいたします。予算書は345ページとなります。

まず、歳入になります。

1款1項外来収入は、計の欄で4,958万円、前年度と比較して5.9%の増を見込みました。増の要因は、引き続き原則予約診療による人数制限を行うものの、インフルエンザなどの発熱外来の増加等により、患者数は増加すると見込んでおります。

続いて、2項その他の診療収入は、各種健診や予防接種などで463万7,000円、1.6%の増を見込みました。

タブレットの346ページをお願いいたします。予算書は347ページになります。

4款1項1目他会計繰入金は、740万円、前年度と同額を見込みました。

2項基金繰入金は、診療収入の不足分を補填するため、1,800万円を見込みました。

次に、歳出についてご説明いたします。

タブレットの348ページをお願いいたします。予算書は349ページになります。

1款1項1目一般管理費は、5,119万8,000円、前年度と比較して7.8%の増を見込みました。増の要因は、説明欄の2、診療所総務事務費の職員手当と、次のページに移りまして、タブレットは349ページになります、説明欄の3、診療所施設管理費の増加によるものでございます。

タブレットの351ページをお願いいたします。予算書は352ページになります。

中段、2款1項医業費は、次のページに移りまして、計の欄で3,066万円、1.0%の増を見込みました。医業費については、主に医薬品衛生材料費で、その他に医療用の機械器具費を見込んでおります。

タブレットの353ページをお願いいたします。予算書は354ページになります。

6款予備費は、200万円、前年度と同額を見込みました。

タブレットの354ページをお願いいたします。予算書は355ページになります。

タブレットの354ページから359ページは、給与費明細書となります。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第4号、令和6年度旭市後期高齢者医療特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

タブレットの361ページ、予算書も同様に361ページになりますが、お願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億6,200万円と定めるものです。

次の362ページから366ページまでは、歳入歳出予算の款項ごとの予算及び事項別明細書の総括でありますので、説明を省略させていただきまして、詳細につきましては367ページ以降でご説明いたします。

初めに、歳入についてご説明いたします。

タブレットの367ページをお願いいたします。予算書も同様に367ページでございます。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、6億3,241万3,000円、前年度と比較して11.1%の増を見込みました。増の要因は、被保険者の増加と保険料率の改定によるものでございます。

2款1項1目一般会計繰入金は、2億2,187万9,000円、前年度と比較して10.1%の増を見込みました。内訳は、事務費分1,990万円と保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金2億197万9,000円です。この保険基盤安定繰入金につきましては、全額、千葉県広域連合へ納付するものでございます。

タブレットの368ページをお願いいたします。予算書も同様の368ページでございます。

下段、4款3項1目後期高齢者医療広域連合受託事業収入は、157万3,000円、95.1%の減を見込みました。減の要因は、歳出の健康診査事業を一般会計に移行したことに伴い、その財源となります千葉県広域連合からの健康診査受託収入も一般会計に移行したことによるものでございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

タブレットの370ページ、予算書も同様に370ページでございますが、お願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、1,802万6,000円、4.2%の減を見込みました。減の要因は、事務機器賃借料の減で、後期高齢者医療システム機器の再リースによりまして、月額単価が減額となったことによるものでございます。

タブレットの371ページをお願いいたします。

2款1項1目広域連合納付金は、8億3,439万2,000円、11.2%の増を見込みました。この納付金は、被保険者からの保険料と保険料軽減分に対する保険基盤安定繰入金を合わせて千葉県広域連合へ納付するものでございます。増の要因は、被保険者の増による保険料などの増加によるものでございます。

タブレットの372ページ、予算書も372ページをお願いいたします。

中段、4款予備費は、前年度と同額の500万円を見込みました。

その下、保健事業費は、健康診査事業を一般会計へ移行したため廃款となりました。

タブレットの373ページをお願いいたします。

タブレットの373ページ、予算書も同じく373ページは、給与費明細書となります。

なお、令和6年度は、健康診査事業を一般会計へ移行したことにより、任用する会計年度任用職員分についての記載がございません。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 保険年金課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 椎名 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第5号、令和6年度旭市介護保険事業特別会計予算の議決について、補足説明を申し上げます。

タブレット375ページ、予算書375ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の額を54億9,400万円と定めるものです。

第2条は、歳出予算中、各項の間で流用できる経費を定めるものです。

次の376ページから379ページは歳入歳出予算の款項ごとの金額であり、381ページから382ページは事項別明細書の総括となっておりますので、説明を省略させていただきまして、タブレット383ページ、予算書383ページの歳入から、予算の内容について主なものをご説明いたします。

それでは、タブレット383ページ、予算書383ページをお願いいたします。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、12億6,400万4,000円で、保険料基準額は年額 6 万6,000円、納付義務者数を 2 万304人と見込み、対前年度比2.9%の増で計上いたしました。内訳は、現年度分調定見込額の90.0%に当たる 1 節現年度分特別徴収保険料は、収納率100%で11億4,541万8,000円を見込み、2 節現年度分普通徴収保険料は 1 億1,365万円、3 節過年度分普通徴収保険料は493万6,000円を見込みました。

2 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は 9 億3,085万1,000円、対前年度比0.1%の減で、2 項 1 目調整交付金は 1 億7,229万2,000円、対前年度比22.2%の減で、2 目地域支援事業交付金は7,064万7,000円、対前年度比10.3%の減でそれぞれ計上いたしました。

タブレット384ページ、予算書384ページをお願いいたします。

3 目保険者機能強化推進交付金は、460万1,000円、対前年度比37.3%の減で、4 目介護保険保険者努力支援交付金は992万4,000円、対前年度比9.7%の減でそれぞれ計上いたしました。

3 款支払基金交付金の計は、14億1,501万1,000円、対前年度比2.3%の減で計上いたしました。

4 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金は、7 億5,356万1,000円、対前年度比2.9%の減で計上いたしました。

タブレット385ページ、予算書385ページをお願いいたします。

同じく 4 款県支出金、2 項 1 目地域支援事業交付金は、3,532万4,000円、対前年度比10.3%の減で計上いたしました。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金ですが、タブレット386ページ、予算書386ページをお願いいたします。

計になりますが、8 億3,055万5,000円、対前年度比2.7%の減で計上いたしました。

8 款諸収入ですが、タブレット387ページ、予算書387ページをお願いいたします。

2 項 2 目雑入の計になりますが、721万3,000円を計上いたしました。主なものは、配食サービス事業利用収入となります。

以上で、歳入の説明を終わります。

続きまして、タブレット388ページ、予算書388ページをお願いいたします。

歳出の主なものについてご説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費は、1,866万2,000円、対前年度比21.3%の減で計上いたしました。

タブレット389ページ、予算書389ページ、下の欄をご覧ください。

3 項 1 目介護認定審査会費は、3,046万3,000円、対前年度比6.0%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、デジタル化による介護認定業務の効率化とペーパーレス化を図ることを目的として、介護認定審査会にタブレット端末を導入するための経費を見込んだことによるものです。

タブレット392ページ、予算書392ページをお願いいたします。

2 款保険給付費、1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、16億536万7,000円、対前年度比5.2%の増で、2 目地域密着型介護サービス給付費は、9 億7,360万4,000円、対前年度比11.6%の増でそれぞれ計上いたしました。増となった主な要因は、介護報酬の改定に伴う給付費の増と、利用増を見込んだことによるものです。

3 目施設介護サービス給付費は、18億8,091万7,000円、対前年度比13.0%の減で計上いたしました。減となった主な要因は、令和5年度に開設予定であった特別養護老人ホームの完成時期の延期による給付費の減などによるものです。

続いて、タブレット393ページ、予算書393ページをお願いいたします。

6 目居宅介護サービス計画給付費は、3 億29万8,000円、対前年度比12.1%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、利用増を見込んだことによるものです。

少し飛びまして、タブレット399ページ、予算書399ページをお願いいたします。

5 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費は、4,800万3,000円、対前年度比50.4%の減で計上いたしました。減となった主な要因は、自立支援の取り組みにより、介護予防・生活支援サービス事業の利用減を見込んだことによるものです。

タブレット402ページ、予算書402ページをお願いいたします。

3 項 1 目包括的支援事業費は、1 億2,926万8,000円、対前年度比10.7%の増で計上いたしました。増となった主な要因は、地域包括支援センター委託料等の増を見込んだことによるものです。

少し飛びまして、タブレット409ページ、予算書409ページをお願いいたします。

6 款諸支出金となりますが、計については、次の410ページをお願いいたします。178万2,000円を計上いたしました。主なものは、第1号被保険者保険料還付金となります。

7 款の予備費は、前年度同様、1,000万円を計上いたしました。

タブレット411ページから417ページ、予算書411ページから417ページまでは、給与費明細書となっております。

最後のページ、タブレット418ページ、予算書418ページは、債務負担行為の令和5年度末までの支出額及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時 5分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、議案第6号から議案第8号までについて、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 多田一徳 登壇）

○上下水道課長（多田一徳） 上下水道課からは、議案第6号から議案第8号までの補足説明を申し上げます。

初めに、議案第6号、令和6年度旭市水道事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の1ページ、タブレットの4ページをお願いいたします。

第1条は、総則となります。

第2条は業務の予定量で、（1）給水件数を2万1,775件、（2）年間給水量を645万1,620立方メートルとし、（3）1日平均給水量を1万7,676立方メートルと予定いたしました。（4）主な建設改良事業は、旭配水場ポンプ施設更新工事1億4,300万円及び配水管布設替工事2億6,048万円を予定いたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。

予算書の2ページ、タブレットの5ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額3億3,544万8,000円につきましては、建設改良積立金等で補填いたします。

第5条は、継続費の総額と年割額を定めるものでございます。対象事業は、旭・飯岡地域基幹管路耐震化事業でございます。総額8億870万円、令和6年度から13年度までの継続事

業で、年割額は表のとおりでございます。

続きまして、予算書3ページ、タブレットの6ページをお願いいたします。

第6条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を8,000万円と定めるものでございます。

第8条は、予定支出の各項で、流用ができる場合を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

続いて、予算書4ページ、タブレットの7ページをお願いいたします。

第10条は、他会計からの補助金について、一般会計から水道事業会計への補助金として、8,000万円を高料金対策に係るものとして受けることを記載したものでございます。

第11条は、たな卸資産の購入限度額を390万4,000円と定めるもので、これは量水器などの購入費を予定したものとなります。

次のページからは、水道事業会計予算に関する説明書となっております。

予算書5ページ、タブレットの9ページをお願いいたします。

令和6年度旭市水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、収入でございますが、1款水道事業収益を対前年度比2.2%の減で、16億7,594万1,000円と見込んでおります。

1項の営業収益は14億5,456万9,000円で、このうち主なものは、1目給水収益の14億4,348万5,000円で、水道料金収入でございます。

2項の営業外収益は2億2,137万2,000円で、主なものは、1目他会計補助金8,000万円で、高料金対策に要する経費として、一般会計からの補助金でございます。

2目補助金7,585万8,000円は、同じく高料金対策に要する経費として、千葉県市町村水道総合対策事業補助金を見込んでおります。

5目消費税及び地方消費税還付金1,051万3,000円は、資本的支出予算の建設改良費の増により、仕入れに係る消費税が売上げに係る消費税を上回ることから、消費税の還付を見込んだものでございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

1款水道事業費用は対前年度比0.5%減で、15億3,924万1,000円を予定いたしました。

1項の営業費用は15億75万1,000円で、この主なものは、1目原水及び浄水費8億9,936万

6,000円で、東総広域水道企業団からの受水費です。

2目配水及び給水費2億6,857万9,000円は、配水及び給水設備等の維持管理に要する費用でございます。

次の予算書6ページ、タブレットの10ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は対前年度比18.6%の減で、3億665万1,000円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、1項1目企業債の1億620万円は、旭配水場ポンプ施設更新工事に関するものでございます。

2項1目出資金の6,230万円は、配水池等の基幹水道構築物や配水管路の耐震化に係る出資金を見込んでおります。

3項1目補助金の4,451万8,000円は、旭配水場ポンプ施設及び基幹管路等の更新に係る国庫補助金を見込んでおります。

4項1目負担金の7,053万2,000円は、消火栓の設置や配水管の切り回し工事に係る一般会計からの負担金を見込んでおります。

次に、下の支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出は対前年度比32.3%の減で、6億4,209万9,000円を予定いたしました。主な内訳といたしまして、1項建設改良費5億9,407万1,000円のうち、2目改良工事費は、旭配水場ポンプ施設更新工事、基幹管路更新事業及び重要給水管路更新事業等に係る配水管布設替工事等で5億3,330万5,000円、3目固定資産取得費は、旭配水場の電気計装設備及び海上配水場の次亜塩素素用タンクの更新などで、5,559万6,000円を予定しております。

次の予算書7ページ、タブレットの11ページは、令和6年度旭市水道事業会計予算キャッシュ・フロー計算書となります。

予算書の8ページから10ページ、タブレットの12ページから14ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

予算書の11ページ、タブレットの15ページは、継続費に関わる調書となっております。

予算書の12ページから13ページ、タブレットの16ページから17ページまでにつきましては、令和6年度末の予定貸借対照表となっております。

予算書の14ページから16ページ、タブレットの18ページから20ページにつきましては、令和5年度の予定損益計算書及び令和5年度末の予定貸借対照表となっております。

次の予算書の17ページから18ページ、タブレットの21ページから22ページは、注記で、会

計処理の基準及び手続きを表示したものとなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第6号、令和6年度旭市水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第7号、令和6年度旭市公共下水道事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の19ページ、タブレットの24ページをお願いいたします。

第1条は、総則となります。

第2条は業務の予定量で、（1）接続件数を2,211件、（2）年間有収水量を64万4,351立方メートルとし、（3）1日平均有収水量を1,765立方メートルと予定いたしました。（4）主要な建設改良事業は、公共下水道管移設工事3,648万7,000円、処理場設備更新工事3,144万4,000円及びポンプ場設備更新工事1,521万3,000円を予定いたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり決めました。

予算書の20ページ、タブレットの25ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額を、それぞれ記載額のとおり決めました。なお、資本的収支の不足額1億913万3,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでございます。

続きまして、予算書の21ページ、タブレットの26ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を1億4,500万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第9条は、他会計からの補助金について、一般会計から公共下水道事業会計へ、運営のための補助金として2億3,397万8,000円を受けることを記載したものでございます。

第10条は、繰越利益剰余金のうち7,325万7,000円について、企業債償還のための減債積立金に積み立てることにより処分することを定めるものであります。

次のページからは、旭市公共下水道事業会計予算に関する説明書となっております。

予算書の22ページ、タブレットの28ページをお願いいたします。

令和6年度旭市公共下水道事業会計予算実施計画となります。

初めに、収入でございますが、1款下水道事業収益を対前年度比0.6%の増で5億9,067万1,000円と見込んでおります。

1項の営業収益は1億2,221万5,000円で、このうち主なものは、1目下水道使用料で1億2,190万3,000円を見込んでおります。

2項の営業外収益は4億6,845万6,000円で、主なものは、1目他会計負担金1億1,236万5,000円で、高資本費対策経費など、総務省の定めた基準にのっとり一般会計から繰入れするものでございます。

3目他会計補助金1億6,698万5,000円で、減価償却費や支払い利息など、総務省の定めた基準のほかに一般会計から繰入れするものでございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

1款下水道事業費用は対前年度比2.7%増で、5億8,214万9,000円を予定いたしました。

1項の営業費用は5億3,165万2,000円で、このうち主なものは、2目処理場費の2億768万2,000円を予定いたしました。

2項の営業外費用は4,740万9,000円で、このうち主なものは、1目支払利息及び企業債取扱諸費の3,759万4,000円を予定しました。

次の予算書23ページ、タブレットの29ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は対前年度比39.4%の増で、2億7,005万7,000円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、1項1目企業債の1億1,260万円は、資本費の平準化や設備更新のために借り入れるものでございます。

2項1目他会計負担金の5,365万7,000円は、総務省の定めた基準にのっとり一般会計からの繰入金でございます。

3項1目他会計補助金の6,699万3,000円は、総務省の定めた基準以外で一般会計から繰り入れるものでございます。

5項1目工事負担金の3,648万7,000円は、排水路整備工事に係る公共下水道管の移設に伴う工事費用を一般会計が負担するものでございます。

次に、下の支出についてご説明申し上げます。

1款資本的支出は対前年度比23.4%の増で、3億7,919万円を予定いたしました。主な内訳としまして、1項建設改良費8,845万3,000円のうち、2目改良工事費は、排水整備工事に

係る公共下水道管の移設に伴う工事費用で3,648万7,000円、3目固定資産取得費は、旭市浄化センターの放流流量計及び旭中央污水ポンプ場の破砕機の更新などで4,665万7,000円を予定しました。

次の予算書24ページ、タブレットの30ページは、令和6年度旭市公共下水道事業会計予算キャッシュ・フロー計算書となります。

予算書の25ページから27ページ、タブレットの31ページから33ページまでは、職員給与関係の明細書となっております。

予算書の28ページから29ページ、タブレットの34ページから35ページまでにつきましては、令和6年度末の予定貸借対照表となっております。

予算書の30ページから32ページ、タブレットの36ページから38ページにつきましては、令和5年度の予定損益計算書及び令和5年度末の予定貸借対照表となります。

次の予算書33ページから34ページ、タブレットの39ページから40ページは、注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものとなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第7号、令和6年度旭市公共下水道事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号、令和6年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決について補足説明を申し上げます。

予算書の35ページ、タブレットの42ページをお願いいたします。

第1条は、総則となります。

第2条は業務の予定量で、（1）接続件数を423件、（2）年間有収水量を13万2,649立方メートルとし、（3）1日平均有収水量を363立方メートルと予定いたしました。（4）主要な建設改良事業は、処理場設備更新工事2,411万6,000円及びポンプ場設備更新工事1,903万円を予定いたしました。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。

予算書の36ページ、タブレットの43ページをお願いいたします。

第4条では、資本的収入及び支出の予定額をそれぞれ記載額のとおり定めました。なお、資本的収支の不足額2,087万8,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

第5条は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものでござい

す。

続きまして、予算書37ページ、タブレットの44ページをお願いいたします。

第6条は、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第7条は、予定支出の各項で流用ができる場合を定めるものでございます。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めるものでございます。

第9条は、他会計からの補助金について、一般会計から農業集落排水事業会計へ、運営のための補助金として3,280万9,000円を受けることを記載したものでございます。

第10条は、繰越利益剰余金のうち1,078万3,000円について、減債積立金及び建設改良積立金に積み立てることにより処分することを定めるものであります。

次のページからは、旭市農業集落排水事業会計予算に関する説明書となっております。

予算書の38ページ、タブレットの46ページをお願いいたします。

令和6年度旭市農業集落排水事業会計予算実施計画となります。

初めに、収入でございますが、1款下水道事業収益を対前年度比6.5%の増で、8,959万8,000円と見込んでおります。

1項の営業収益は1,719万円で、全て下水道使用料でございます。

2項の営業外収益は7,240万8,000円で、主なものは、1目他会計負担金1,106万9,000円で、総務省の定めた基準にのっとり一般会計から繰入れするものでございます。2目他会計補助金3,026万6,000円で、総務省の定めた基準のほかに一般会計から繰入れするものでございます。

次に、支出についてご説明申し上げます。

1款下水道事業費用は対前年度比1.6%の増で、8,454万1,000円を予定いたしました。

1項の営業費用は7,993万円で、このうち主なものは、2目処理場費の2,375万2,000円を予定いたしました。

2項の営業外費用は361万1,000円で、このうち主なものは、1目支払利息及び企業債取扱諸費の247万6,000円を予定いたしました。

次に、予算書の39ページ、タブレットの47ページは、資本的収入及び支出となります。

まず、上の収入についてご説明申し上げます。

1款資本的収入は対前年度比75.6%の増で、4,408万5,000円を見込んでおります。主な内訳といたしまして、1項1目企業債は3,000万円で、設備更新のために借り入れるものでござ

ざいます。

2 項 1 目他会計負担金の1,112万2,000円は、総務省の定めた基準にのっとった一般会計からの繰入金でございます。

3 項 1 目他会計補助金の254万3,000円は、総務省の定めた基準以外で一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、下の支出についてご説明申し上げます。

1 款資本的支出は対前年度比64.5%の増で、6,496万3,000円を予定いたしました。主な内訳といたしまして、1 項建設改良費4,314万6,000円のうち、2 目改良工事費は琴田地区及び江ヶ崎地区のマンホールポンプ場のポンプ等更新費用で1,903万円。3 目固定資産取得費は、江ヶ崎クリーンセンター内の回分槽ばっ気攪拌装置等の更新などで2,411万6,000円を予定いたしました。

次の予算書40ページ、タブレットの48ページは、令和6年度旭市農業集落排水事業会計予算キャッシュ・フロー計算書となります。

予算書の41ページから43ページ、タブレットの49ページから51ページまでは、職員給与関係の明細となっております。

予算書の44ページから45ページ、タブレットの52ページから53ページまでにつきましては、令和6年度末の予定貸借対照表となっております。

予算書の46ページから48ページ、タブレットの54ページから56ページにつきましては、令和5年度の予定損益計算書及び令和5年度末の予定貸借対照表となっております。

次に、予算書の49ページから50ページ、タブレットの57ページから58ページは、注記で、会計処理の基準及び手続きを表示したものととなります。

各内容につきましては記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第8号、令和6年度旭市農業集落排水事業会計予算の議決についての補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 議案第9号、令和5年度旭市一般会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

タブレットの3ページをお願いいたします。補正予算書は1ページになります。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ5億2,400万円を追加し、予算の総額を336億5,600万円とするものです。

第2条は、繰越明許費の追加及び変更を行うもので、第3条は、地方債の追加及び変更を行うものです。

タブレットの6ページをお願いいたします。補正予算書は4ページになります。

第2表、繰越明許費補正です。

今回の補正は、13事業について繰越明許費の追加を行い、1事業で繰越明許費設定額の増額変更を行うものです。

事業ごとに内容を申し上げます。まず、追加の事業です。

2款1項総務管理費、電算システム運用事業909万7,000円は、今回補正計上しました定額減税対応と、12月に補正しましたマイナンバーに係る振り仮名法改正対応のシステム改修について、事業実施は令和6年度となりますが、国の補助金が令和5年度で措置されますため、令和5年度で予算化して次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、物価高騰対策家計応援商品券配付事業2億2,742万2,000円は、今回補正計上しました事業ですが、事業の実施は令和6年度であるものの、国の補助金が令和5年度で措置されますため、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業165万円は、本年3月31日まで接種を実施するため、ワクチンの廃棄等、一部年度内に事業実施できないものがあるため、繰越明許費を設定するものです。

次の事業、6款1項農業費、農業水利施設改修事業5,685万1,000円は、玉浦川の排水路整備工事において、施工箇所近くに水道管が布設されていることが判明したことから、その対応に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、8款2項道路橋梁費、道路維持補修事業2,808万1,000円は、萩園地域の道路舗装打替工事につきまして、周辺地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、道路新設改良事業3,795万4,000円は、清滝バイパスから海上キャンプ場に抜ける道路拡幅工事などで、千葉県など関係機関との協議等に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業です。蛇園南地区排水路整備事業1億2,050万3,000円は、排水路整備工事におい

て、隣接地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業 2 億 4,463 万 4,000 円は、今回補正計上しました社会資本整備総合交付金の追加決定に伴い増額した工事など、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、南堀之内バイパス整備事業 1 億 1,334 万 2,000 円は、関係地権者との調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰越しするものになります。

次の事業、震災復興・津波避難道路整備事業 1 億 7,180 万円は、横根三川線の整備について、電柱移設に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、冠水対策排水整備事業 8,500 万円は、ガス管や電気工作物の移設と家屋事前調査の日程調整に不測の日数を要したため、年度内の完了が見込めず、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、橋梁長寿命化修繕事業 433 万 7,000 円は、令和 5 年度の国の道路メンテナンス事業費補助金の対象となるため、令和 6 年度実施予定の橋梁点検を前倒しして執行するものですが、年度内の完了が見込めないため、次年度へ繰り越すものになります。

次の事業、9 款 1 項消防費、防災行政無線等整備事業 1,025 万 7,000 円は、千葉県防災行政無線の再整備に係る負担金について、県からの請求が令和 6 年度となったため、次年度へ繰り越すものになります。

続きまして、変更の事業です。

2 款 3 項戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳事務費は、繰越明許費設定額を 323 万 4,000 円から 220 万円増額し、543 万 4,000 円とするものです。こちらは今回補正計上しました戸籍の附票システムに振り仮名を反映させるために必要なシステム改修経費について、事業実施は令和 6 年度となりますが、国の補助金が令和 5 年度で措置されるため、令和 5 年度で予算化して次年度へ繰り越すものになります。

タブレットの 7 ページをお願いいたします。補正予算書は 5 ページになります。

第 3 表、地方債補正です。今回の補正は、地方債の追加と変更です。

まず、追加の防災基盤整備事業は、防災行政無線等整備事業における千葉県への防災行政無線再整備負担金に係る起債を追加するもので、限度額は 1,020 万円でございます。

続きまして、変更は 2 事業ございまして、一つ目の道路整備事業は、先ほど繰越明許費で

説明しました飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業に係る起債で、限度額を12億3,500万円から450万円増額し、12億3,950万円とするものです。

二つ目の社会教育施設改修事業は、いいおかユートピアセンター管理費における外壁改修工事に係る起債440万円と、大原幽学史跡遺跡公園管理費における防災設備更新工事に係る起債2,150万円で、限度額を4,070万円から2,590万円増額し、6,660万円とするものです。

タブレットの11ページをお願いいたします。補正予算書は9ページになります。

歳入について説明いたします。事業内容につきましては、歳出のところで説明をさせていただきます。

10款1項1目地方交付税1億1,001万7,000円の増は、右側、説明欄1、普通交付税9,457万5,000円と、説明欄2、特別交付税1,544万2,000円によるものです。普通交付税は追加交付がございましたのでその分を、特別交付税は、算定項目で予算見積りから増額した分を今回の補正財源として計上するものです。

14款1項1目民生費国庫負担金5,939万3,000円の増は、説明欄1、生活保護費負担金によるものです。こちらは、今回の補正で増額を予定しております生活保護扶助費に対する国の負担金となります。

2項1目総務費国庫補助金1億2,204万9,000円の増は、説明欄1、社会保障・税番号制度システム整備費補助金220万円と、説明欄2、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億1,588万9,000円、説明欄3、同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の（給付金・定額減税分）396万円によるものです。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、先ほど繰越明許費の変更で説明しました戸籍の附票システム改修に対する国の補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、家計応援商品券配付事業に係る国の補助金で、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の（給付金・定額減税分）は、電算システム運用事業における定額減税対応のシステム改修に対する国の補助金となります。

2目民生費国庫補助金435万4,000円の増は、説明欄1、子どものための教育・保育給付交付金によるもので、今回の補正で増額を予定しております認定こども園施設型給付事業に係る国の補助金になります。

4目土木費国庫補助金550万円の増は、説明欄1、社会資本整備総合交付金によるもので、国の経済対策の補正により追加交付されたものになります。今回の補正で増額を予定しております飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業に係る国の補助金になります。

タブレットの12ページをお願いいたします。補正予算書は10ページになります。

5目教育費国庫補助金1,441万3,000円の減は、説明欄1、文化財保存事業費補助金によるもので、当初予算見込額より減額となる見込みとなったため、減額補正をするものです。今回の補正で財源内訳の変更を予定しております大原幽学史跡遺跡公園管理費に係る国の補助金になります。

15款1項1目民生費県負担金438万7,000円の増は、説明欄1、子どものための教育・保育給付費負担金によるもので、今回の補正で増額を予定しております認定こども園施設型給付事業に係る県の負担金になります。

2項8目教育費県補助金710万円の減は、説明欄1、文化財保存整備事業費補助金によるもので、国の補助金と同様に、当初予算見込額より減額となる見込みとなったため、減額補正をするものであります。

16款1項2目利子及び配当金503万2,000円の増は、説明欄1、財政調整基金利子73万2,000円、その下、減債基金利子339万5,000円、次のページをお願いいたします。公共施設等整備基金利子90万5,000円によるもので、基金の運用益が見込まれるため増額するものでございます。

17款1項1目総務費寄附金2,600万円の増は、説明欄1、ふるさと応援寄附金によるもので、寄附額の増加が見込まれるため増額するものです。

18款1項1目介護保険事業特別会計繰入金5,664万8,000円の増は、令和4年度の一般会計から介護会計への繰出金について、令和4年度分の精算により返還となったことから繰入れするものです。

2項3目地域振興基金繰入金1億1,153万3,000円の増は、今回補正計上している家計応援商品券配付事業について、国の地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用した残りの事業費に地域振興基金を活用するものです。

タブレットの14ページをお願いいたします。補正予算書は12ページになります。

21款市債については、先ほど、第3表の地方債補正で説明したとおりでございます。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて歳出について説明いたします。

タブレットの15ページをお願いいたします。補正予算書は13ページになります。

2款1項1目一般管理費90万5,000円の増は、説明欄1、公共施設等整備基金積立金によるもので、基金の運用に伴い増となった利子を積み立てるものです。

6目財産管理費8,734万7,000円の増は、説明欄1、財政調整基金積立金73万2,000円と、

説明欄 2、減債基金積立金8,661万5,000円によるものです。財政調整基金積立金は、基金の運用に伴い増となった利子を積み立てるもので、減債基金積立金は、普通交付税の追加交付分の積立てと、基金の運用に伴い増となった利子及び県債の売却益を積み立てるものです。

7目企画費3,704万7,000円の増は、説明欄 1、ふるさと応援寄附推進事業1,104万7,000円と、説明欄 2、ふるさと応援基金積立金2,600万円によるもので、ふるさと応援寄附金の増加が見込まれることから、ふるさと応援寄附推進事業では返礼品等に係る経費について、ふるさと応援基金積立金では、基金に積み立てる寄附金の額についてそれぞれ増額をするものです。

タブレットの16ページをお願いいたします。補正予算書は14ページになります。

8目電子計算費396万円の増は、説明欄 1、電算システム運用事業によるもので、国が令和6年度に実施する個人住民税の定額減税への対応に必要な電算システムの改修費用です。

10目地域振興費261万1,000円の増は、説明欄 1、コミュニティバス等運行事業によるもので、国庫補助金の減や経常経費の増加などに伴い、バス運行会社への助成金を増額するものです。

11目諸費 2億2,742万2,000円の増は、説明欄 1、物価高騰対策家計応援商品券配付事業によるもので、国の地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー枠を活用し、低所得者に対する物価高騰対策の給付金を受けた世帯を除いた世帯に対しまして、1世帯当たり1万円の商品券を配付するものです。

タブレットの17ページをお願いいたします。補正予算書は15ページになります。

3項1目戸籍住民基本台帳費220万円の増は、説明欄 1、住民基本台帳事務費によるもので、戸籍の附票システムに振り仮名を反映させるために必要なシステムの改修費用です。

3款3項1目児童福祉総務費1,449万7,000円の増は、説明欄 1、認定こども園施設型給付事業によるもので、給付費の算定基準となる国の公定価格が当初の見込みより大幅に増額改定となったことから、給付費の増額を行うものです。

タブレット18ページをお願いいたします。補正予算書は16ページになります。

4項2目扶助費7,919万1,000円の増は、説明欄 1、生活保護扶助費によるもので、医療扶助費が見込みより増加することから、事業費を増額するものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費1,544万2,000円の増は、説明欄 1、旭中央病院負担金によるもので、特別交付税のうち、旭中央病院分として算定される項目で増額があったため、旭中央病院への負担金について増額するものです。

6款1項5目農地費2,071万3,000円の増は、説明欄1、農業水利施設改修事業によるもので、繰越明許費の設定でも説明しましたが、玉浦川の排水路整備工事において、施工箇所近くに水道管が布設されていることが判明し、水道管の切り回し工事が追加で必要となったことから、工事費を増加するものです。

タブレットの19ページをお願いいたします。補正予算書は17ページになります。

8款2項3目道路新設改良費1,000万円の増は、説明欄1、飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業によるもので、繰越明許費の設定でも説明しましたが、国の経済対策の補正により、社会資本整備総合交付金が追加交付されたことから、対象事業である本事業の事業費を増額するものです。

9款1項3目災害対策費は、財源の変更となりまして、左右中ほど、補正額の財源内訳の欄をご覧ください。財源内訳を一般財源から1,020万円、地方債へ財源変更するもので、防災行政無線等整備事業における千葉県の防災行政無線の再整備に係る負担金について、交付税措置のある緊急防災・減災事業債が活用できることが判明しましたので、一般財源を地方債に振り替えるものです。

10款4項8目ユートピアセンター費は、こちらも財源の変更となりまして、財源内訳を一般財源から440万円、地方債へ財源変更するものです。こちらはいいおかユートピアセンター管理費で実施している外壁改修工事につきまして、工事開始後、新たに追加工事が必要となったことから、その財源については、交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債が充てられるため、一般財源を地方債に振り替えるものです。

9目大原幽学記念館費は、こちらも財源の変更となりまして、国庫支出金1,441万3,000円と県支出金710万円を地方債2,150万円と一般財源1万3,000円に財源変更をするものです。こちらは歳入のところで説明しましたが、大原幽学史跡遺跡公園管理費で実施しています防災設備更新工事につきまして、当初、国、補助率2分の1、県、補助率4分の1で見込んでいた国・県の補助金が減額となる見込みとなりましたので、国・県の補助の減する分に交付税措置のある過疎対策事業債を追加で充てることとするものです。

タブレットの20ページをお願いいたします。補正予算書は18ページになります。

5項2目体育施設費654万7,000円の増は、説明欄1、スポーツ施設管理運営費によるもので、スポーツ施設の指定管理料について、電気料金の高騰により精算対象となっている光熱水費に不足が生じるため、指定管理料を増額するものです。

3目学校給食費1,611万8,000円の増は、説明欄1、第一学校給食センター運営費916万

1,000円と、説明欄 2、第二学校給食センター運営費695万7,000円によるもので、食材費の値上がりに伴い不足する賄材料費を増額するものです。

歳出の説明は以上となります。

タブレットの21ページをお願いいたします。補正予算書は19ページになります。

この表は、地方債の現在高の見込みに関する調書です。

表の一番下、計の欄になります。右から2列目、5年度末現在高見込額の補正額の列をご覧ください。補正額は4,060万円の増で、内容につきましては、先ほど第3表、地方債補正で説明したとおりでございます。表の一番右下、今回の補正額を含めた令和5年度末の現在高見込額は286億8,287万9,000円となります。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、3時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 4分

再開 午後 3時15分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第10号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 椎名 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第10号、令和5年度旭市介護保険事業特別会計補正予算の議決について補足説明を申し上げます。

タブレット3ページ、補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億6,624万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,400万円とするものです。

タブレット4ページと5ページは、歳入歳出予算の款項の補正額であり、7ページと8ページは事項別明細書の総括となっております。詳しい内容につきましては、タブレット9ページ、補正予算書7ページ以降でご説明申し上げます。

それでは、タブレット9ページ、補正予算書7ページをお願いいたします。

歳入についてご説明いたします。

2 款国庫支出金、2 項 2 目地域支援事業交付金54万7,000円は、令和 4 年度分の追加交付金となります。概算で交付を受けていたものが、事業費が確定したことに伴い追加交付となったため、計上するものであります。

4 款県支出金、2 項 1 目地域支援事業交付金24万6,000円は、令和 4 年度分の追加交付金となります。概算で交付を受けていたものが、事業費が確定したことに伴い追加交付となったため、計上するものであります。

7 款の繰越金ですが、令和 4 年度決算に基づく繰越額を今回の補正財源として 2 億6,522 万4,000円を計上するものであります。

8 款の諸収入ですが、2 項 1 目第三者納付金には、第三者行為に係る損害賠償金22万9,000円を計上するものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

タブレット11ページ、補正予算書 9 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目介護保険給付費準備基金積立金は、1 億6,009万8,000円を追加し、1 億6,013万6,000円とするものです。これは基金運用利息と令和 4 年度の剰余金を積み立てるものでございます。

6 款 1 項 2 目償還金は、1 億614万8,000円を追加し、1 億2,090万6,000円とするもので、令和 4 年度介護給付費負担金等の確定による国・県及び市の精算分を返還するものでございます。

以上で議案第10号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、議案第26号、議案第27号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 柴 栄男 登壇）

○企画政策課長（柴 栄男） 議案第11号、議案第26号及び議案第27号について補足説明を申し上げます。

まず、議案第11号、旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

議案の 2 ページをお願いいたします。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。改正の内容としましては、引用条項のず

れの整理、字句の追加及び文言の変更になります。

なお、本条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとなります。

以上で議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第26号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院定款の一部変更について補足説明を申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院の附属施設である養護老人ホーム東総園、特別養護老人ホーム東総園及びびあハウスにつきましては、施設の老朽化、同事業への民間事業者の参入等を考慮し、事業を継続しない方針としておりました。いずれの施設も事業終了の手続き等の調整ができましたので、定款第15条に規定する施設から削除し、第18条第2項別表2の建物に規定する施設名を改めるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、本定款は、千葉県知事の認可のあった日から施行することとなります。

以上で議案第26号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第27号、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院第3期中期計画を定めることについて補足説明を申し上げます。

公営企業型地方独立行政法人の中期計画については、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により議会の議決を経なければならないと規定されていることから、今回提案するものです。内容としましては、地方独立行政法人法第26条の規定に沿って、中期目標を達成するためにとるべき措置について、項目ごとに記載しております。

第2期中期計画から変更した内容を中心に説明いたします。

タブレットの3ページ、中期計画の1ページをお願いいたします。

前文になります。旭中央病院が地域の基幹病院として、「すべては患者さんのために」の理念の下、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けながらも、急性期を主体とした高度専門医療や救急医療の提供を行ってきたこと、今後は医療と経営の質の向上に努めるとともに、持続可能な医療提供体制の構築に向け取り組むことを記載しております。

大きな項目、第1、中期計画の期間ですが、中期目標と同じ令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間としております。

次に、大きな項目、第2、地域住民に提供するサービスの質の向上に関する目標を達成す

るためとるべき措置になります。

ページ下段、1、広域基幹型急性期病院としての機能の充実のうち、（1）地域連携と機能分担の更なる推進では、機能の異なる病院、近隣医療機関等との連携強化などを記載しております。

次のページをお願いします。

（2）救急医療体制の充実では、救命救急センターの効果的な運用と近隣医療機関、院内多職種との連携を記載しております。

（3）高度医療への取組では、目標として掲げる手術項目を増やし、目標値も2期を大きく上回る目標を掲げております。

ページ下段から、タブレットは6ページ、中期計画は4ページにかけて、5疾病に対する取り組みについて記載しております。

（4）5疾病に対する取組では、目標の追加等がありますが、第2期の計画をおおむね踏襲しております。

タブレット6ページ、中期計画4ページをお願いいたします。

（5）災害時医療、感染症医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）等への取組のイ、新興感染症等への取組では、昨今の新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、千葉県、地域医療機関との連携をより強固にする取り組みを記載しております。

ウ、周産期医療では、極低出生体重児等への理学療法の数値目標を記載しております。

次のページをお願いいたします。

（6）高齢者医療への取組では、新たな治療の提供を行える認知症治療の拠点病院を目指す取り組みを記載しております。

次のページをお願いいたします。

2、患者等のサービスの向上では、Q I 分析、医療DX等を用いて医療の質、患者の利便性を向上させること、第三者評価の継続によりPDCAサイクルを行うことを記載しております。

下段になります。

3、市の施策推進における役割の発揮では、引き続き医療情報の発信、健康増進への啓発活動、介護・福祉の提供等を実施することとしております。

次のページをお願いします。

大きな項目、第3、業務運営の改善及び効率化に関する措置になります。

1、人材確保と働き方改革では、医師労働時間短縮計画を作成すること、医師確保の取り組みとして医師宿舍の整備等を行うことなどを新たに盛り込んでおります。

次のページをお願いいたします。

下段、2、ガバナンスの強化では、業務執行体制の堅持、業務の適正化・効率化、情報セキュリティの強化について記載しております。

次のページをお願いいたします。

3、安定的な経営基盤の構築については、人口動態等の社会環境の変化に応じた施設・設備等の最適化を実施するとともに、可能な限り費用の削減に努め、計画期間中に経常収支比率等を改善させることを目標としております。

次のページをお願いいたします。

大きな項目、第4、予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画につきましては、最初に1の予算について説明いたします。

タブレットの14ページ、中期計画の12ページをお願いいたします。

令和6年度から令和9年度までの4年間の予算として、収入1,906億4,200万円、支出1,885億9,100万円を見込んでおります。

運営費負担金の算出等については、現在と同様の考え方になります。

次のページをお願いいたします。収支計画になります。

表の下段、純利益の欄をご覧ください。

4年間の利益として、マイナス18億8,300万円を見込んでおります。こちらは新型コロナウイルス感染症流行後の患者の受診行動等の変化、物価、人件費の高騰等を勘案しております。

次のページをお願いいたします。資金計画になります。

表の下段、次期中期目標期間への繰越金欄をご覧ください。

次期期間への繰越金として、119億7,500万円を見込んでおります。

すみません、ページ戻ります。タブレットの12ページ、中期計画の10ページをお願いいたします。

中段、大きな項目、第5、短期借入金の限度額については、人件費の増加等、不測の事態に備え60億円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

下段、大きな項目、第10、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項のうち、

1、施設及び設備に関する計画では、施設整備及び医療機器等の購入に要する費用として92億1,700万円を見込み、財源については市からの長期借入金等で賄うこととしております。

2、積立金の処分に関する計画では、前期中期目標期間後の繰越積立金については、病院施設・医療機器の購入、人材育成及び能力開発等に充てるとしております。

なお、巻末には本計画に記載のある専門的な用語等の解説を添えてあります。

以上で議案第27号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 企画政策課長の補足説明は終わりました。

議案第12号、議案第13号、議案第28号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 小倉直志 登壇）

○総務課長（小倉直志） 議案第12号、第13号、第28号の3議案につきまして補足説明を申し上げます。

議案第12号及び議案第13号は、地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるものとされたことから所要の改正を行うものでありまして、関連しておりますので、一括して補足説明いたします。

まず、議案第12号、旭市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

新旧対照表をお願いしたいと思います。新旧対照表の3ページをお願いいたします。

現条例第7条第2項の改正は、育児休業をしている会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給できるようにするため、会計年度任用職員に関する条項を追加するものであります。

なお、条例の施行期日は、令和6年4月1日とするものです。

続きまして、議案第13号、旭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。

初めに、現行条例第2条をご覧ください。

会計年度任用職員に支給する給与について規定しており、新たに支給の対象に勤勉手当を加えるものです。

続いて、現行条例第13条におけるフルタイム会計年度任用職員の期末手当と、第22条におけるパートタイム会計年度任用職員の期末手当について、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することに伴い、常勤職員との均衡を図る観点から、別に定めていた支給率を削除し、常勤職員と同一の支給率に改正するものです。

続いて、改正案の第13条の2をご覧ください。

フルタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当に関し規定するもので、任期の定めが原則6か月以上の職員に対し支給することとしております。

続いて、第22条の2をご覧ください。

パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当に関し規定するもので、フルタイム会計年度任用職員と同様に、任期の定めが原則6か月以上の職員に対し支給することとしております。

なお、条例の施行期日は、令和6年4月1日とするものです。

以上で議案第12号、議案第13号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第28号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について補足説明を申し上げます。

県営土地改良事業である飯岡西部地区土地改良事業により農地の区画整理が行われ、この換地処分に伴い、字の区域及び名称を変更する必要性が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものです。

議決後は換地処分手続きが進められ、換地処分の公告に合わせて字の変更告示を行う予定です。

以上で議案第28号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第14号、議案第31号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 向後秀敬 登壇）

○税務課長（向後秀敬） 初めに、議案第14号、旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

新旧対照表の5ページをお願いいたします。

昨年3月の税制改正において地方税法施行令が改正され、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が20万円から22万円に引き上げられたことから、当該課税限度額を定めた第2条及び第23条を改正するものです。

なお、参考までに申し上げますと、現在、県内市町村の課税限度額は、54団体中8割を超える45団体が昨年の税制改正に合わせて、既に同様の引上げを行っております。

本市におきましても、1年遅れとなりますが、令和6年度課税分から課税限度額を引き上げるものでございます。

以上で議案第14号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第31号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が令和6年2月21日に公布され、同日から施行されたことに伴い、旭市税条例を改正する必要性が生じたことから、2月22日付で専決処分により制定した旭市税条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

議案の3ページをお願いいたします。

改正の概要は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を追加するものです。

令和6年1月1日に発生した能登半島地震により、住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、本来は令和6年中の損失として令和7年度分の個人住民税に反映されますが、本特例は臨時・異例の対応として、1年前倒しの令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとするものです。

以上で議案第31号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第15号、議案第30号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 山崎剛成 登壇）

○財政課長（山崎剛成） 初めに、議案第15号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

タブレットの2ページをお願いいたします。議案書も2ページです。

条例第1条の改正につきましては、道路占用料に関し引用している道路法施行令の改正があり、号のずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

第2条及び第3条は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うもので、第2条は戸籍法の一部改正に伴う文言の表記と、戸籍や除籍に係る電子証明書提供用識別符号の発行事務等が追加されることにより、手数料を新たに定めるものです。

タブレットの3ページをお願いいたします。議案書も3ページです。

中段、第3条は、同じく政令の改正に伴い、危険物の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所関係8件の設置許可の申請に係る審査手数料の額を政令で定められた額と同額とするものでございます。

なお、今回の改正で対象となる危険物施設等は、旭市にはございません。

施行期日につきましては、下段の附則になります。第1条については公布の日、次のペー

ジになりますが、第2条は令和6年3月1日、第3条は令和6年4月1日とするものです。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第30号、専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

令和5年度旭市一般会計補正予算（第7号）です。

この補正予算は、国の地方創生臨時交付金で実施する低所得者支援としての給付金給付事業について、国から2月、3月をめどに早期に開始することが要請されており、低所得者への支援として早急に対応する必要があったことから、2月2日に専決処分しましたので、議会の承認を求めるものです。

タブレットの4ページをお願いいたします。補正予算書は1ページになります。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ2億1,100万円を追加し、予算の総額を331億3,200万円としたものであります。

第2条は、繰越明許費の追加を行うものであります。

タブレットの7ページをお願いいたします。補正予算書は4ページになります。

第2表、繰越明許費補正です。

3款1項社会福祉費、物価高騰対応重点支援給付金給付事業2億1,100万円は、今回の補正予算で計上した事業でございます。こちらは給付スケジュールにおいて、申請受付から給付金給付までの手続きを全て年度内に完了することが困難であるため、繰越明許費を設定するものです。

タブレットの11ページをお願いいたします。補正予算書は7ページになります。

歳入について説明いたします。

事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきます。

14款2項1目総務費国庫補助金2億1,100万円の増は、右側、説明欄1、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金です。こちらは物価高騰対応重点支援給付金給付事業に対する交付金で、事業費の全額が交付されます。

歳入の説明は以上です。

続いて、歳出について説明いたします。

タブレットの12ページをお願いいたします。補正予算書は8ページになります。

3款1項1目社会福祉総務費2億1,100万円の増は、説明欄1、物価高騰対応重点支援給付金給付事業の増で、住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円、また住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯のうち、18歳以下の子どもを扶養している世帯に対し、子

ども1人当たり5万円の給付金を給付する費用になります。

以上で議案第30号の説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第16号について、子育て支援課長、登壇してください。

（子育て支援課長 多田英子 登壇）

○子育て支援課長（多田英子） 議案第16号、旭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、市が本条例で施設等の運営基準を定める際に、従うべき基準として国が定める内閣府令について改正があったことから、同様に条例を改正するものです。

本条例の対象となる施設のうち、特定地域型保育事業とは、市の認可・確認を受けた家庭的保育や小規模保育などで、現在、旭市にはありません。

特定教育・保育施設とは、施設の運営体制が基準を満たしていることを市が確認した認定こども園、保育所で、市内には21施設ございます。

特定子ども・子育て支援施設等とは、市が従うべき基準を満たしていることを確認した預かり保育や一時保育、病児保育などを実施する施設です。

これらの市内施設で影響のある主な改正部分についてご説明いたします。

議案の2ページ、中段をご覧ください。

第23条は、施設の運営規程や職員体制といった重要事項について、従来は書面により掲示することが義務づけられていましたが、書面での掲示に加えてインターネットでも閲覧できるようにすることを新たに義務づけるものです。

続いて、議案の5ページ、中段をお願いいたします。

第62条は、特定教育・保育施設等が作成、保存を行う文書や、保護者との手続きに使用する文書において、従来書面によることが規定されていたものについては、電子データにより対応できるようにするものです。

そのほか、関係法令の改正による条文削除や繰り上がりに対応するもののほか、必要な読み替え規定の整備等、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行日は公布の日からとし、第23条の書面掲示の見直しに関する改正規定は、令和6年4月1日から施行とするものです。

以上で議案第16号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 子育て支援課長の補足説明は終わりました。

議案第17号から議案第21号までについて、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 椎名 隆 登壇）

○高齢者福祉課長（椎名 隆） 議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号及び議案第21号の5議案について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第17号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、3年ごとに見直すことになっている第1号被保険者の介護保険料について、基準となる介護保険法施行令等の一部改正に伴う改正及び令和6年度から令和8年度までの介護保険料の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の第1号保険料負担の見直しは、国が示す介護保険制度の持続可能性を確保する趣旨により、低所得者の保険料上昇を抑制するため、低所得者の保険料率を引き下げ、その引下げ分に充てるため、高所得者の保険料率の引上げを行っております。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

議案の2ページ、上段をご覧ください。

第3条は、保険料の改定について定めております。令和6年度から3か年間の保険料は、令和6年度から令和8年度までの市全体の介護給付費等を試算し設定しています。

基準額となる第5段階は、ページ中段の第3条第1項第5号でありまして、年額6万4,800円を6万6,000円に改めるものです。

保険料の所得段階につきましては、国が示す基準所得金額と標準区分に倣い、現行の11段階から13段階に改め、各段階の保険料は基準額に各保険料率を乗じて算出したものとなっております。

2ページ、下段の第3条第2項から第4項では、市民税非課税世帯に係る軽減強化分として、国が定める公費軽減割合に合わせて、第1段階から第3段階までの保険料額を改めるものであります。

なお、この条例の施行日は、令和6年4月1日とするものです。

以上で議案第17号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第18号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正

する厚生労働省令の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

今回の議案第18号から第21号までの共通の改正の趣旨としましては、良質なサービスを確保しつつ、介護サービス提供者の業務を効率化し、負担を減らすとともに処遇の改善を行うものです。

なお、本条例の対象となる指定居宅介護支援事業者とは、介護支援専門員が所属し、在宅の要介護者の居宅サービス計画書の作成やサービスを管理する事業者のことです。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

議案の2ページ、上段をご覧ください。

第5条では、介護支援専門員1人当たりの要介護者などの取扱い件数を35人から原則44人と改めるものです。

同じく議案2ページ、下段の第6条では、管理者が兼務できる範囲の基準を緩和し、同一敷地内等でなくても差し支えない旨を明確化するものであります。

議案3ページ、中段をお願いいたします。

第16条では、身体的拘束等の適正化のため、緊急やむを得ない以外の身体的拘束等の禁止について規定し、身体的拘束等を行う場合の記録を義務化するものです。

同じく議案3ページの下段は、ケアマネジメントの質の向上を目的とし、要件を設けた上で、少なくとも2か月に1回、利用者の居宅を訪問することを可能とし、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用することを可能とするものです。

そのほか、関係法令の改正による条文の削除や繰り上がりに対応するもののほか、必要な読み替え規定の整備等、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行日は、令和6年4月1日とするものです。

以上で議案第18号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第19号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令等の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例の対象となる指定介護予防支援事業者とは、在宅の要支援者の方への介護予防ケアマネジメントを行う事業者のことです。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

議案の2ページ、上段をご覧ください。

第5条では、居宅介護事業所ごとに1人以上の介護支援専門員の配置、同じく2ページ中段の第6条では、常勤かつ主任介護支援専門員である管理者の配置、そのほか管理者の兼務の範囲等について定めるものです。

次に、議案3ページの下段をお願いいたします。

第24条は、書面掲示規制を見直し、運営規程の重要事項について事業所内での書面掲示に加え、原則としてウェブサイトへの掲載を義務化するものです。

議案4ページの上段をお願いいたします。

第33条では、身体的拘束等の適正化のため、緊急やむを得ない以外の身体的拘束等の禁止について規定し、身体的拘束等を行う場合の記録を義務化するものです。

同じく議案4ページの中段では、ケアマネジメントの質の向上を目的として、要件を設けた上で、少なくとも6か月に1回、利用者の居宅を訪問することを可能とし、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用することを可能とするものです。

そのほか、関係法令の改正による条文の削除や繰り上がりに対応するもののほか、必要な読み替え規定の整備等、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行日は、令和6年4月1日とするものです。

以上で議案第19号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第20号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令等の公布に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、指定地域密着型サービス事業者とは、要介護1から5の方に対し、市町村が指定する介護サービスを提供する小規模な事業者となります。

対象事業としては10種類ありますが、うち旭市にあるサービスは、小規模なデイサービスの指定地域密着型通所介護、高齢者グループホームの認知症対応型共同生活介護、小規模な特別養護老人ホームである地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の3種類となります。これら3種類のサービスの主な改正点についてご説明いたします。

初めに、指定地域密着型通所介護となります。

議案の3ページ、下段をご覧ください。

第59条は、管理者が兼務できる範囲の基準を緩和し、同一敷地内等でなくても差し支えな

い旨を明確化するものです。

続いてその下は、身体的拘束等の適正化のため、緊急やむを得ない以外の身体的拘束等の禁止について規定し、身体的拘束を行う場合の記録を義務化するものです。

次に、認知症対応型共同生活介護となります。

議案7ページ、上段をお願いいたします。

第125条は、医療機関との連携体制の構築を目的とするもので、利用者の病状が急変した場合等に、医師または看護職員が相談対応や診療を行う体制の常時確保と、1年に1回以上、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認することを義務化します。また、利用者が医療機関に入院した後、退院が可能となった場合に、再び速やかに入居させることができるよう努めなければならないとするものです。

三つ目は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護となります。

議案10ページ、上段をお願いいたします。

第172条は、医療機関との連携体制構築を目的とするもので、医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、利用者の病状に応じ診療体制の常時確保と、1年に1回以上、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認することを義務化します。また、利用者が入院した後に退院が可能となった場合に、再び速やかに入所させることができるよう努めなければならないとするものです。

そのほか、関係法令の改正による条文の削除や繰り上がりに対応するもののほか、必要な読み替え規定の整備等、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行日は、令和6年4月1日とするものです。

以上で議案第20号の補足説明を終わります。

次に、議案第21号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する厚生労働省令等の公布に伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、指定地域密着型介護予防サービス事業者とは、要支援の方に対し市町村が指定する小規模な介護予防サービスを提供する事業者となります。

対象事業としては3種類の事業となりますが、うち旭市にある高齢者グループホームの指定介護予防認知症対応型共同生活介護の主な改正点についてご説明いたします。

議案の5ページ、上段をお願いいたします。

第72条は、管理者が兼務できる範囲の基準を緩和し、同一敷地内等でなくても差し支えない旨を明確化するものです。

その下の第83条は、議案第20号と同じ内容になりますが、医療機関との連携体制構築を目的とするもので、利用者の病状が急変した場合に、医師または看護職員が相談対応や診療を行う体制の常時確保と、1年に1回以上、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認することを義務化します。また、利用者が医療機関に入院した後に退院が可能となった場合、再び速やかに入居させることができるよう努めなければならないとするものです。

そのほか、関係法令の改正による条文の削除や繰り上がりに対応するもののほか、必要な読み替え規定の整備等、所要の改正を行うものです。

なお、この条例の施行日は、令和6年4月1日とするものです。

以上で議案第21号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第22号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長 大八木利武 登壇）

○商工観光課長（大八木利武） 議案第22号、旭市企業誘致及び雇用の促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、市内において一定規模の事業所の新設または増設を行った者に対して奨励措置を講じ、もって市の産業振興及び雇用の促進に寄与することを目的とするもので、今般、その奨励措置の対象となる業種について、新たに小売業並びに産科、小児科を追加すべく、所要の改正を行うものです。

議案の2ページ、中段をご覧ください。

条例の別表において、本条例における奨励措置の対象となる業種を記載しております。その中で、卸売業・小売業の内訳として、各種商品卸売業をはじめとする各種卸売事業を奨励措置対象として記載しているため、現状は卸売業のみが奨励措置対象となっておりましたが、その部分を削除することで、産業分類上の小売業も奨励措置の対象とするものです。

また、別表中の大分類に医療・福祉、中分類に医療業、小分類に一般診療所を加え、備考欄において産科、小児科に限ると加えることで、産科、小児科を新たに奨励措置の対象に加えるものです。

同じページの上段をご覧ください。

第4条において、本条例における奨励措置適用の要件を定めておりますが、新たに奨励措置の対象とする産科、小児科については、同条第1号で定める新設を行う事業者の投下固定資産額5,000万円以上、同条第2号で定める常用雇用者が5人以上であることとの規定を適用しない旨を定めるものです。

なお、施行期日については公布の日とし、改正後の条例の規定は、令和6年1月1日以後の新設または増設に係る奨励措置について適用するものです。

以上で議案第22号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 商工観光課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、午後4時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時 7分

再開 午後 4時20分

○議長（飯嶋正利） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、議案第23号、議案第24号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 飯島和則 登壇）

○都市整備課長（飯島和則） 初めに、議案第23号、旭市空家等の適切な管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正の施行に伴い、国から指針が示されたため改正をするものです。

新旧対照表の41ページをお開きください。

第2条は、定義について管理不全空家等を加えるものでございます。

第3条は、所有者等の責務について、特措法により所有者等が施策に協力するよう加えられたことから改めるものでございます。

第5条は、情報提供について、特定空家等に該当すると認められる空家等を対象としておりますが、管理不全空家等についても加えるものでございます。

第7条は、旭市空家等対策協議会での協議事項について、現行では特定空家等に関することとしておりますが、管理不全空家等についても加えるものでございます。

条例の施行期日は、公布の日からとなります。

以上で議案第23号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第24号、旭市立公園条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

現在、旭市においては、旭市飯岡刑部岬展望館及び上永井公園の有効活用に向け、指定管理者制度の導入を計画しております。

飯岡刑部岬展望館は、設置及び管理に関する条例において指定管理者の規定がございますが、上永井公園について規定している旭市立公園条例においては、指定管理者の規定がありません。そのため、本条例に指定管理者についての規定を追加するものです。

主な改正点についてご説明いたします。

議案の2ページをお願いいたします。

条例第16条から第19条に、指定管理者に関することを新たに追加しております。

第16条の指定管理者については、市立公園の管理を指定管理者に行わせることができる旨の規定でございます。

第17条の指定管理者が行う業務の範囲については、指定管理者の管理業務の範囲の規定でございます。

具体的に、第1号は施設の維持管理に関すること、第2号は条例第6条に規定する公園内行為の許可に関すること、第3号は第2号の許可に係る監督処分に関すること、第4号は市長が認める事項となります。

第18条の指定管理者が行う管理の基準は、指定管理者による適正管理についての規定でございます。

第19条は、指定管理者による使用料の収受で、第1項は公園の使用料を指定管理者の収入として収受させる規定であり、第2項は条例の定める範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が利用料金を定めるものとする規定でございます。

附則は、条例の施行日を公布の日からとするものであります。

以上で議案第24号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 都市整備課長の補足説明は終わりました。

議案第25号について、上下水道課長、登壇してください。

（上下水道課長 多田一徳 登壇）

○上下水道課長（多田一徳） 議案第25号、旭市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

地方自治法の改正により本条例第7条で準用している同法第243条の2の2が、第243条の2の8に繰り下がるため、引用条文を改正するものです。

施行期日は、同法を改正する法律の施行期日である令和6年4月1日となります。

以上で議案第25号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 上下水道課長の補足説明は終わりました。

議案第29号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 齊藤孝一 登壇）

○建設課長（齊藤孝一） 議案第29号、市道路線の認定及び変更について補足説明を申し上げます。

議案の2ページをお願いいたします。

認定については、認定路線調書の8路線です。

初めに、整理番号1番、1-070号線です。

認定箇所は、3ページに記載のとおりです。

経営体育成基盤整備事業万才Ⅱ期地区により管理委託された1路線を認定するものであります。

続いて、整理番号2番、1-071号線、それと整理番号が飛びますが、5番、U-2097号線、6番、U-2098号線、7番、U-2099号線の4路線です。

認定箇所は、4ページに記載のとおりです。

この4路線は、県事業の主要地方道銚子海上線、清滝バイパス供用開始に伴い認定するもので、整理番号2番は清滝バイパス供用開始に伴い県道だったものが、市へ移管されるものです。

また、整理番号5番、6番、7番についても、清滝バイパス供用開始に伴い認定するものであります。

戻りまして、整理番号3番、A-3236号線、整理番号4番、A-3237号線です。

認定箇所は、5ページに記載のとおりです。

この2路線は、宅地造成により帰属された路線を認定するものであります。

最後に、整理番号8番、I-2097号線は、道路整備による認定で、認定箇所は議案6ページに記載のとおりです。

次に、議案の7ページをお願いします。

変更については、変更路線調書の8路線です。

初めに、整理番号 1 番、1－029号線、2 番、1－069号線です。

変更箇所は、8 ページ、9 ページに記載のとおりです。

県事業の主要地方道銚子海上線、清滝バイパス供用開始に伴い、路線の組替えにより変更するものです。

次に、整理番号 3 番、A－3207号線、4 番、A－3209号線です。

変更箇所は、10ページに記載のとおりです。

先ほどの認定路線調書の整理番号 3 番、4 番の宅地造成により帰属された路線と重複するため、組替えにより変更するものです。

次に、整理番号 5 番、U－2040号線です。

変更箇所は、11ページに記載のとおりです。

これにつきましても、清滝バイパス供用開始に伴い変更するものであります。

最後に、整理番号 6 番、H－2039号線、7 番、H－2043号線、8 番、H－2046号線の 3 路線です。

変更箇所は、12ページに記載のとおりです。

この 3 路線については、県事業の主要地方道旭小見川線のバイパス供用開始に伴い、それぞれ変更するものです。

以上で議案第29号の補足説明を終わります。

○議長（飯嶋正利） 建設課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

◎追加日程 議案第 15 号直接審議（先議）

○議長（飯嶋正利） ここでおはかりいたします。議案第15号は、戸籍法の改正に伴い、使用料及び手数料に関する条例の一部を改正するもので、第2条の規定の施行日が3月1日とされているため、委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は委員会付託を省略し、本日の日程に追加し、直接審議にて先議する

ことに決しました。

これより議案第15号について、質疑、討論、採決を行います。

議案第15号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松木議員の発言を許可いたします。

松木議員、質問席に移動願います。

準備が整い次第、始めてください。

松木議員。

○20番（松木源太郎） この件についても、事前にいろんな施行日の関係でもって、こういう日にち、初日に議決するという連絡はなかったんですけれども、私も3月1日から施行ということになると、普通の議案審議ではできないと思いました。

それでもって、なぜこういう形になったのか、簡単でいいですから、ご説明いただきたいと思います。

それで、特に2条の関係の400円、700円というのと、それから従前の非常にお金のかかる形のものがありますけれども、その違いについても教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（江波戸政和） それでは、なぜ3月1日になったかというところでありまして、戸籍法の国の改正が令和元年5月24日にありまして、おおむね5年以内に施行というような話になっておりました。3月1日施行というのが、すみません、11月か12月頃にそういう日程で国から示されたものですから、今回の提案となったというところになります。

それとあと、電子証明書提供用識別符号の通知書が400円、除籍の電子証明書識別符号通知書が700円ということですが、こちらは主に、まだ国から具体的な内容というのは示されてはいないんですが、他の行政機関へ手続きをする際に、これまで添付している戸籍謄本に代わる戸籍電子証明書の提供を可能とすることができます。そのために識別符号ということで、今回16桁の符号を通知することになりまして、こちらを用いてオンライン申請等に利用するというような形になります。

あと、現状にあります戸籍謄本が450円、除籍謄本が750円ですが、これは今後も併用して

利用することになるかと思います。

以上です。

○議長（飯嶋正利） 松木議員。

○20番（松木源太郎） 中身の事情はよく分かりました。

しかし、私たちに書類が届いて、そのときに3月議会でもって議論する、審議するものだったのに、その中でもって3月1日から施行するという情報があれば、当然それに気づいて早めにどうするかということが、予算説明会を1日やりましたよね、皆さんね。そういう中ででも、こういうことをちゃんとやっていくのが執行部の建前ではないんですか。議会だつて分からないわけだから、議長だつて分からないし、我々だつて分からない。今後こういうことのないようにするためにはどうしたらいいか、ぜひ執行部で考えておいていただきたいと思います。

私は以上です。意見を言って終わります。

○議長（飯嶋正利） 答弁はよろしいですか。

○20番（松木源太郎） ええ、よろしいです。

○議長（飯嶋正利） 松木議員の質疑を終わります。

松木議員は自席へお戻りください。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 議案第15号の質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯嶋正利） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

採決は電子表決システムにより行います。

議案第15号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決するに賛成または反対のボタンを押してください。

（表決ボタンにより採決）

○議長（飯嶋正利） 全員賛成。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（飯嶋正利） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を散会いたします。

なお、次回は３月４日定刻より会議を開きます。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 ４時３８分